

平成24年9月第13回互理町議会定例会会議録(第2号)

○ 平成24年9月10日第13回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員(18名)

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	10番	渡邊健一
11番	四宮規彦	12番	高野進
13番	熊澤勇	14番	佐藤アヤ
15番	島田金一	16番	鞠子幸則
17番	佐藤實	18番	安細隆之

○ 不応招議員(0名)

○ 出席議員(18名) 応招議員に同じ

○ 欠席議員(0名) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政 課 復 興 管 理 専 門 官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐 々 木 人 見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健 康 推 進 課 長	佐 々 木 利 久	農 林 水 産 課 長	
商 工 観 光 課 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市	都 市 建 設 課 長	日 下 初 夫
復 興 ま ち づ くり 課 長	高 橋 伸 幸	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
会 計 管 理 者 会 計 課 長	齋 藤 良 一	教 育 課 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子
監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規	兼 庶 務 班 長	

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

まず、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、17番 佐藤 實議員、1番 鈴木洋子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、今回3項目質問いたします。

1項目。災害時、要援護者対策について質問いたします。

8月2日付の河北新報に、高齢者や障害のある方等の要援護者の避難支援体制を確立するため、消防庁は各市町村に対し全体計画の策定状況、災害時の要援護者名

簿の整備状況、名簿登録者ごとの支援者や避難の方法を明示した個別計画の策定状況の3点を促している、しかし亘理町は未着手だったということが新聞には掲載されておりました。この記事を見まして、私は非常に残念に思いました。

この要援護者対策の策定整備については本当に重要なことだと私は思います。災害時、高齢者の方々や障害を持っているの方々、いわゆる災害時要援護者は避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが困難なことから大きな被害を受けやすいと言われております。要するに、一般の方々と同じような危険回避行動や避難行動を行うことができない。避難生活、生活の再建、復旧活動において、よその方の力をおかりして援護を必要とする方々でございます。

私も県福祉課、総務課のサクマさんという方ですが、この方ともお話ししましたがけれども、これは義務ではないと。義務ではないけれども、特に命にかかわることであるので、これはしっかりと取り組んでいただきたいというような話がありました。これからも県のほうでは説明会を開いていくということをおっしゃっていただきました。年に1回は今も開いておりますということをおっしゃっていただきましたけれども、この要援護者の方々の策定整備するに当たり、情報収集またこの把握というのは大変な仕事だと思っております。

各行政区長、民生委員の方々、また要援護者の近隣の方々の力をおかりしながら着手しなければいけないと思っておりますが、亘理町としてはいつまでに策定整備するのか、町長の見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、鈴木邦昭議員にお答えをいたします。

まず、要援護者の避難支援に当たっては、国や県の要援護者支援ガイドラインにも示されておりますが、災害発生時に最も重要になるのがみずからの身を守る自助であり、要援護者及びその家族にも当てはまるものであります。しかしながら、やはり要援護者はさまざまなハンディキャップを抱えており、自助が困難であることから、やはり自治会や自主防災組織、さらには近隣住民等の支援活動、すなわち共助が特に重要になっておるところであります。

この共助の取り組みの促進に当たりましては、日ごろから訪問活動や地域交流を図ることで災害が起きたときに遠慮なく連絡ができるといった日常生活における関係づくりが最も大切だと考えております。

そこで、ご質問の要援護者の避難体制を確立するため、全体計画、要援護者名簿や個別計画をいつまでに策定、そして整備し、体制を整えるかについては、県へは全体計画が未完了であったことなどから未着手と報告したところではありますが、これまでの取り組みといたしましては、平成22年に要援護者の範囲や登録制などを盛り込んだ亘理町災害時要援護者避難支援計画を策定し、行政区長を通じて名簿登録などをお願いしたところであります。また、それ以前から、災害時の要援護者把握のためとして利用を限定した障害者や高齢者等の情報を行政区長さんや民生委員児童委員の申請をもとに提供しておるところでございます。しかしながら、これまでの名簿登録申請が少なく、また個別支援計画に至っていない状況であります。このたびの大震災を教訓として、今後宮城県から示された改定後の全体計画ガイドラインを活用し、宮城県に報告した平成27年よりも早期に全体計画、要援護者名簿の整備や個別計画を策定してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、お話ございましたけれども、平成22年に策定したということで、私、多賀城市役所にもちょっと行ってまいりました。なぜ多賀城市役所かといいますと、新聞に載ってあるのは被災されたところは多賀城、塩竈、この2市が策定して提出してありました。そのために私、多賀城の市役所に行って、どのようにして被災されたにもかかわらず策定したかと。それで、亘理町も被災しているわけです。ですから、把握するというのは非常に大変だったんじゃないかなと私は思いまして行ったわけですけれども、やはり多賀城でも平成20年に策定したと。亘理町も平成22年に策定したと言っておりましたけれども、多賀城もそういうような話をしておりました。

それで、多賀城は約6万2,000強の人口がいます。その中で、要援護者が約2,000人ぐらいいるそうです。そういった方々をやっぱり計画策定するには、本当に非常に大変だったと。しかし、まだ完全ではないというような話もしておりました。そういった意味におきまして、やはり亘理町でもそういう大変なことがあるとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

私、内閣府のほうにもちょっと電話して確認しました。内閣府のほうでは平成18年3月、災害時要援護者の避難支援ガイドラインを策定整備するように促したと。

それで、それは国から県に、県から各市町村に行っているはずだと、こういうお話がございました。

これは本当に大変なことだと思いますけれども、重要だと思います。しかし、やはりこれは策定しなければいけないことなんです。ぜひ策定して、少しでも早く、何かあった場合はこういう方々を助けてあげられるように、この要援護者という、先ほども町長話しておりましたけれども、要援護者が持つ支障というのは多様であります。災害局面や時期によっては必要とする援護が異なり、本当にきめ細やかな対策が求められると思います。今後どのような災害があるかわかりません。ぜひ円滑な災害救助活動ができるように、早急に策定整備して、町としても把握できるような体制にしていきたいと、このように思います。

続きまして、2項目め、亘理町の小中学校のいじめ対策強化及び学校長持ち作戦について質問いたします。

初めに、亘理町の小中学校のいじめ対策強化について質問いたします。

いじめ問題について、こここのところ毎日のようにテレビ等で報道されております。今や学校だけの問題ではないと、もう社会問題になっているわけですね。今のいじめはささいな悪口から金銭恐喝とか、それから暴力と、こういうふうに変貌しているようです。

昨年10月、滋賀県大津市で市立中学2年男子生徒がいじめにより飛びおり自殺したと、こういう痛ましい事件がございました。また、ことしも大きく報道されましたけれども、そしてことしの9月初めに札幌市立中学1年の男子生徒もこのいじめによる飛びおり自殺というのが報道されました。仙台では、男子高校生の根性焼きなるいじめがあり、腕に20カ所以上のたばこの火を押しつけられたと。そして、殴るなどの暴行を受け、調査後、学校側は事実を認めたわけでございますけれども、このようないじめによる災害が各地で相次ぎ、他人事では済まされない社会問題が提起しております。

このいじめる側はからかいや、本当に悪ふざけと、こういう気持ちで軽くしたつもりでも、やはりいじめられる側は、要するに被害者の方は何十倍、何百倍、こういう圧迫になって襲いかかり、登校拒否する、そして思い詰めた子は最後には自殺すると、こういうことになるわけですが、またそういうことをなくすためにも教育現場である学校側の対応が問われるケースがふえてきております。

昨年、全国でいじめによる検挙、補導した人、上半期で87人だそうです。上半期ですね。そして、本年の上半期で125人。これは検挙、補導した人ですけれども。前年度比では44%増と、大きくふえているようです。被害届を出した生徒の父親がテレビにも出ておりましたけれども、しっかり学校の先生に受けとめてほしいと、見て見ぬふりをしないできちんと認めて調べてほしいと話しておりました。

私も亘理町のある学校に通う生徒さんに、いじめの件で何人かにお話を聞きました。やはりいじめはあるということをお話しておりました。どういうふうにするんですかと、いじめってどういういじめなんですかとということをお話聞きましたところ、男性の生徒の場合はもう見えるような形で大きな声でやる、あと恐喝に関しては陰でやるんでしょうけれども、大きな声でやるとか、たたく、殴る、そういうので見えるんだそうですけれども、女生徒というのは見えないようにやるんだそうです。例えばすれ違うときに大きく回って、いじめる子供の周りを大きく回って通るんだそうです。それから、もっとひどいになりますと、やはりすれ違うときに、肩の部分に来たときに「キモい」と言うんだそうです。「キモい」というのは気持ち悪いという意味なんですね。そういういじめ方をすると。そういうことをある女生徒からお聞きしました。

このいじめ対策について、教育委員会として各小中学校の先生方への指導、また先生は生徒に対してどのような教育をしているのか、教育長の見解を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 教育関連でございますので、教育長のほうから答弁をさせます。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鈴木議員さんにお答え申し上げます。

まず初めに、いじめを捉える視点というものを話し申し上げたいと思います。

いじめ、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じている、このことについては学校内外は問わないと。これ13年度以降、文科省のほうから、いわゆるいじめの定義とされたものでございます。

それでは、町内の様子についてどうなのかというふうなご質問でございますので、お答え申し上げたいと思います。

初めに、各小中学校から毎月いじめに関するような、いわゆる問題行動の報告が各学校から来ることになっています。これは町の教育委員会を通して県の教育委員

会のほうに報告すると。必ずこれは毎月1回あります。その中で、いじめの認知件数を申し上げますと、平成23年度では中学校で1件、今年度に入りまして6月までやはり中学校で1件ありましたけれども、幸いにもいずれも軽微なもので、先生方の対応がよくて解決済みというふうになっております。

町内の各小中学校におきましては、重大な、いわゆる大津のようなものはございません。現在まではありませんが、いじめについては先ほど定義をお話ししましたけれども、どの児童生徒にも、あるいはどの学校でも起こり得る問題だというふうに認識してもらっております。各学校におきましては、いじめ防止について全ての教職員がみずからの問題として切実に受けとめ、例えば軽微な案件だったといたしましても早期の段階から徹底していじめの防止に取り組むように教育委員会として各学校をお願いしている。特に校長、教頭に月1回、校長会、教頭会ありますから、毎回このことについては私、教育長になってからは言ってきております。

それから、児童生徒への教育指導としましては、いじめは人間として絶対許されないんだという認識を子供たち一人一人に徹底させるために学校教育活動全体を通してお互いの思いやりとか、あるいは他人を尊重する、あるいは生命や人権を大切にする態度を育成しまして、友情の尊さ、あるいは生きることのすばらしさ、喜び、こういうことについて道徳教育あるいは心の教育などを中心に教育活動全体を通して指導をお願いしております。

特に、いじめは対人関係の問題であります。つまり、2人以上いけばいじめというものは起こり得るわけです。そういうふうな視点から、各学校には特別活動、あるいは部活動、あるいは体験活動等を通して児童生徒の心の結びつきを深めることを重視した教育活動を各学校ではお願いしていますので、推進しているというふうに私は認識しております。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） いじめというのはどこまでがいじめで、どこまでがからかいなのか、ちょっと先生方も大変な思いをしているということは大体わかりますけれども、以前、昔であれば我々はいじめではなくてもう一、二度たたくとか、そういったような形がありましたけれども、今のはもう執拗にいじめていじめていじめ抜くということがあるということを知っております。また、以前であれば、皆さんご存じだと

と思いますが、昔であれば先生というのは怖いものだと思います。殴られて、うちに帰って親に先生に殴られたと言え、おまえが悪いからだと言われ親に怒られた、私はそれを覚えております。そういう形だったんですけれども、今はちょっとやっばり時代も違ふと違ふてくるのかなと思いますけれども、このいじめというのややはり家庭環境も少しはあるのかなと思わざるを得ないときもございます。

そこで、この各学校の先生方もやはりいじめの問題に関しては非常に大変な思いをしていると思います。学校が悪いとか、先ほども言いましたけれども、学校が悪いとか先生が悪いと、一概には言えないものと私は思いますけれども、しかしニュースの会見を見ていまして、初めはそのようなことはなかった、そして調査を始めて学校のいじめを認めると、済みませんでしたと謝る。こういう報道を見ていますと、非常に多くの方々、やはり非常に腹立たしく、そしてまた残念に思ったことじゃないかなと思います。

ぜひ、互理町のほうではそういうことがないと思いますけれども、いじめについても何かあった場合、教育委員会としてよく教員と話し合つて、そういう場を設けていていただきたいなと思います。

それでは、次にいじめ対策防止策として4点質問しますので、また見解を伺います。

ちょっと先ほど話したのとダブるかもしれませんが、一応用意したとおりに話させていただきます。

まず1点目、いじめが起きた場合、実態を正しく把握し、学校でアンケート等を通し、積極的に実態調査を行っているか、伺います。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、実態調査等についてでございますが、いじめに関しましては我々現場にいたころも早期発見、早期対応と何回も言われておりました。そういうことで、校長、教頭会があるたびに私からいじめに対しては早期発見、早期対応が大事ですと、これを繰り返しております。もちろん校長からは各教職員に常日ごろから児童生徒の学校生活の言動の変化を見逃さないようにというふうなお願いを教育委員会もしていますし、もちろん学校長もやっております。

各学校では、毎月開かれます職員会議、その中にいじめ問題を含めた生徒指導に係る情報を出し合ひまして、全教職員で情報を共有し、問題があればその対応策と

か、あるいは解決策を図るための共通理解と共通行動をとるように、これもしてもらっておりますし、現在、町内の各学校ではそういう体制をとっているということでございます。

なお、平成18年12月に県の教育委員会からいじめ対応マニュアルというのがもう出ております。これに従いまして、きちんと各学校では組織的に対応しているということでございます。

さらに、学校ではいじめの把握のためにアンケート調査、あるいは聞き取り調査、実施しております。10校中8校やっておりました、アンケート調査。アンケート調査していない学校は聞き取り調査はやっていたと思うんですけども、そういう状況でございますので、この前の校長会、教頭会の折に、あと教育委員会の教育委員にも教育委員会の中でも教育委員会といたしましては9月から町内全ての学校で小学校3年生以上の全児童生徒を対象に毎月1回、簡単なアンケート調査でございますけれども、いじめの早期発見に役立ててもらえればなということで全ての小中学校、10校、やることにいたしました。県のほうからは4年生以上と言われておるんですが、当町としましては3年生以上と。なぜ3年生以上かといいますと、1・2年生は言動で大体先生は把握できるんですが、3年生以上になりますと、ギャングエイジということで行動範囲が広がるんですね、そうすると、先生方が十分に把握できない。例えば学校の外でそういうこともあり得るわけでございますので、3年生以上やるというふうに考えておりますし、実際やってもらう、こういうふうに強く思って校長たちに指示したところでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） アンケート調査をしていると、そういうことでしたので、これからもぜひお願いしたいと思います。また、児童生徒のいじめのSOSをどのように受けとめるか、対策を立てる、そしていじめの芽を逃さない、実態調査を継続的に行うことが大事かと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思います。

2点目、各学校では校長が中心となり、学校全体でいじめの兆候を早期に発見できる体制はできているか。これはちょっとダブりますけれども、一応ここに載っていますのでお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） お答えいたします。

前の質問で回答しましたとおり、もちろん校長を中心といたしまして全ての教職員にいじめの兆候を見逃さないように十分な注意を払うというふうをお願いしておりますし、それに沿ってどの学校も指導体制をとっていると。また、状況によっては早期の個人面談あるいは相談機能、各学校にスクールカウンセラーが配属されておりますので、それらの方々をお願いして個人面談とかあるいは相談機能の充実を図っております。そして、いじめの早期発見に力を入れているという状況でございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 先生はいじめの小さなサインを見逃さず、そして早期発見できるような手だてを講ずる。そして、いじめの未然防止とともに早期発見、最悪の事態を回避する取り組みをし、そして児童生徒のいじめ対策の指導をする専任制度の充実した体制を整えるべきかと思えます。

3点目に入ります。被害者の保護、加害者への措置、両者の心のケア、再発防止といったいじめ対処の原則を徹底しているか、伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） いじめがあった場合でございますけれども、迅速で詳細な情報収集等を行いまして、正確な事実関係を把握いたしまして、いじめの内容によりましては被害者及び加害者に適切な指導と、必要に応じまして、先ほど申し上げましたようにスクールカウンセリング等を行っております。

また、双方の保護者にも必ず連絡してくださいと、私は言っています。ちょっと軽微な問題でも必ず保護者に連絡すると。必要によっては保護者に学校に来てもらうと、事実をしっかりと教えると、こういうふうな指導をしております。そして、必要に応じましては、加害者あるいは加害者の保護者から被害者に謝罪をしてもらうと、そういうふうにしております。

また、それ以降も、その場で一応解決したような感じはするんですけれども、それが尾を引く場合も考えられます。したがって、継続的に当該の児童生徒の様子に十分注意を払って、折に触れて指導をきちんとやってもらうと、そういうふうにしていただいております。

以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 先ほども話したように、加害者はまず楽しんでやっている、楽しんでいないということはないんでしょうけれども、楽しんでいような小さなことからいくわけですから、しかしこの被害者にはやはり何十倍、何百倍と圧迫になって襲いかかってくるわけです。ぜひ再発防止を徹底していただきたいと思います。

4 点目、いじめの実態を隠ぺいせず、教職員、校長、教育委員会がいじめの情報を共有し、解決に向け、対策を講じているか、伺います。これもまたダブるかもしれませんが、お願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今回の大津いじめ自殺事件におきましては、学校あるいは教育委員会、若干といったらいいんでしょうか、マスコミしかわかりませんが、隠ぺいというか、これが大きくクローズアップされたということでございます。当町におきましては、学校と教育委員会というのは私は双方向の関係と認識しております。つまり、学校からも教育委員会からもお互いに情報を共有し合うんだよという考え、これはもう校長会、教頭会で常に言っているところでございまして、教育委員会というと、どうも上のほうに見える。そんなことじゃありませんよと、そうじゃないんだと、対等の立場だというふうな関係で、お互いに情報を共有しましょうよという話をしているわけでございます。

したがって、いじめについては担任の先生だけの責任としない、あるいは1人で抱え込むようなことは絶対しないでほしいんだと。つまり、そういうふうな案件が生じた場合は教職員の緊密な情報交換あるいは共通理解を図りまして、学校全体で一致協力して組織的に対応してもらいたいと、こういうふうに指示しております。それを受けて、学校もそういうふうな対応をしているところでございます。

また、いじめの内容によりましては、学校のみで解決できない事案も出てくるかもしれません。学校だけで解決しようと固執しないで、先ほど双方向と言いましたけれども、教育委員会のほうにも、あるいは警察関係、関係機関と連携して対処していくと。年3回学校と警察の連絡協議会というのもございます。亘理警察の署長さん初め生活安全課長さんもおいでいただいて、学校の先生方、生徒指導関係の先生が、もちろん校長も入っておりますけれども、その中で情報交換をやって共通理

解を図っている。こういう事案がありましたよというのをお互いに学校で、これは  
亶理郡内です。亶理高校も入っております。山元支援学校も入っております。そう  
いうふうなことで、学警連というふうな組織を使って情報の共有化を図っていると。  
さらに、必要に応じましては警察署にお願いしまして、スクールサポーターという  
制度がございます。この派遣もお願いしていきたいなというふうに考えております。  
以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 警察ざたにならないように、早目に先生方のほうもお願いしたいと  
思います。文科省によりますと、学校の相談機能を強めるために、先ほどもスクー  
ルカウンセラーと教育長も話しておりましたけれども、これ大幅増を計画している  
そうですね。（「はい」の声あり）公立中学は全校に配置すると。それから、公立  
小学校は65%配置するということでした。学校と家庭をつなぐスクールソーシャル  
ワーカー、これも2,200人倍増するというような話、これは新聞の記事に載ってお  
りましたけれども、掲載されておりました。この先生方をサポートする各種制度の  
拡充というのも大事ななと思います。ぜひ、亶理町は本当にいじめがないところだ  
と、いいところだと言える、子供さんたちに言われるような学校にさせていただき  
たいなと思います。このいじめに関しては、やはりいじめる側が100%悪い、私はこ  
のように思います。

次に、学校校舎を整備し、長持ちさせる学校長持ち作戦、ちょっと名前はかっこ  
いいんですけども、この作戦について伺います。

現在、町内の学校で建築年数がたち、外壁の塗料が剥がれ落ち、コンクリート面  
がむき出しになっている学校、それからクロカビが生えている学校、藻が生えてい  
る学校、さび汁が出ている学校、汚れが目立つ学校等が見受けられました。そして、  
学校で毎日勉学に励んでいる児童生徒の健康といったものを考えて、また学校をリ  
フレッシュし長持ちさせると、外壁全面を塗りかえする考えはないかということに  
ついて質問させていただきます。

まず、各学校を訪問してみて、コンクリ面のむき出した学校がございました、塗  
料がはがれ落ちて。それから、コンクリ面が出ているということは、これでは学校  
も本当にぼろぼろになります、すぐ。風、雨、雪、こういったものですね。そして、  
それが降れば水が浸透して弱くなります、コンクリ面が。また、テラスのほうを見

まして、ひび割れが激しいところがありました。それが躯体から剥がれているわけですね。完全に剥がれているので、たたいてみるとボコボコ音がするんですよ。これは危ないなと思ったんです。もし下で子供が遊んでいた場合、何かの拍子でそれが剥がれて下に落ちた、下の子供に当たった、けがをした、そういうことがないように早目に整備すべきではないかと私は思いました。

また、前回も雨漏りの件で質問出ておりましたけれども、屋上補修をしたと言いましたけれども、この屋上補修といってもやはり横のクラックからも水が漏れます。ですから、どこから雨が漏ってきたと、いや屋上整備したから漏れないだろうといっても必ずどこからか漏れてきます。整備したのに何で漏れたんだろうと、それは横から入ってきますから。そういったことで、やはり外壁の全面塗りかえということもこれは塗膜によって守られるわけですから、大事ではないかと私は思います。このクロカビや藻が生えていると、これでは児童生徒の健康にはよくない。ましてやさび汁で汚れている。そして、年数がたっているものは塗膜がチョーキングしているんです。チョーキングというのは、要するにボンとぶつかった場合、白いのがつきます。粉がふいているわけですから。そういったところもございました。このような状態になっております。また今回、荒浜小学校復旧工事で、前回も私お話ししましたけれども、校舎整備するわけですけれども、F Lから90センチ、それからG Lから1メートル10センチと言っておりましたけれども、私はこれはこのときこそ全面改装すべきではないかと思いました。やはり波が来たところだけ塗るのではなくて、そうするとやはり子供さんたちも、あそこまで来たんだなという恐怖感というのが湧くと思うんです。全面塗ることによって、やはりそういうのが隠れるわけですから、子供さんたちもそういう恐怖心というのはなくなるんじゃないかと私は思ったわけです。

ただ、今は最大に復旧復興に力を入れなきゃいけない。これはわかります。そして、新生亘理町を築き上げること、まずこれは第1番と思いますけれども、やはり児童生徒を守る、カビによる健康を注意すると、学校で気持ちのいい勉学に励めるような体制を整えてはいかかかということで、これは教育長と町長の見解を伺います。よろしいでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、私のほうからまず申し上げたいと思います。

議員さんおっしゃるとおり、町内の小中学校の校舎で、被災した学校は別としまして、亘理中学校が平成元年ですからもう24年経過していると。それ以外の学校は、それ以前に建ててありますので、かなりのひび等が出ているのは事実でございます。

そういうようなことを踏まえまして、小中学校の修繕あるいは改修工事につきましては、毎年度10校の小中学校合わせて約5,000万円以上の予算措置をしまして、施設等の危険度あるいは修繕の緊急性の高い施設から順次修繕工事を行っているわけでございます。

また、昨年の東日本大震災の復旧復興の工事等にも多大なる予算が必要となりましたので、被災した学校の日も早い復旧復興を基本に据えておりますので、まず優先的にはこの工事を早目に進めなければならないと考えているところでございます。

学校校舎等の全面塗りかえにつきましては、今年度も年次計画で実施してまいりますけれども、汚れが目立つ学校につきましてはもう一度再度調査しまして、清掃等を検討していきたいと思っております。やはり議員さんおっしゃったとおり、瑕疵による事故というのは非常に怖いわけでございます。そういうふうなことも踏まえまして、学校長を通しまして点検と、あるいは子供の安全確保、その辺も含めて工事終わるまでそういうこともお願いしているというところでございます。その辺ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 町長ということでの指名でございますけれども、管理は教育委員会でございますけれども、荒浜小学校の修繕の件かと思っておりますけれども、ご案内のとおり荒浜小学校も津波による被害を受けたわけでございます。そういう中で、やはり被害の状況を把握するために、文部科学省の査定が入っているわけでございます。その査定の範囲内で今回の査定額が決定され、それに基づきまして今回の修繕補修するということございまして、それ以外の分についてはやはり町単独ということになりますけれども、これらについては将来に向けた補修ということで考えておるところでございます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） まず、ちょっと学校から離れて話しますけれども、鉄でできた船というのは潮水に浮いているわけですが、潮水で浮いてなぜさびないであれだけ何十年も走っているかと。これは絶えず塗りかえしているからなんですね。塗膜によって守られているんです。この塗膜というのも何ミリ、何センチではないんです。ミクロの世界なんですね。何ミクロンという形でのその塗膜で何十年と走っているわけなんですね、海の水を。この船の大きさにもよりますけれども、やはり船をつくと何十億、何百億とかかるわけですが、やはり塗りかえ補修、こういった補修をすることによって何百万、何千万で済むんですね。やはり学校も同じだと思います。学校というのは、つくりはSRC、要するに鉄骨構造物でつくっているのも意外と頑丈にはできていると思うんですが、学校も塗りかえすることで長持ちするわけですね。要するに新築とは違って、塗りかえ、要するに安く上がると。そして、児童生徒は安全に守られると。そういうことで、ぜひ考えていただきたいなと思いました。

3項目めに入ります。

浜吉田駅東側の駐車場等の整備計画及び東西を結ぶ歩道橋の建設について質問いたします。

1点目は、数年前、浜吉田駅東側に駐車場をつくる計画があったと思いますが、今回、東日本大震災の休止中、JR亘理駅・浜吉田駅間、来春運行再開の予定となっておりますけれども、今後のことを考え、東側に駐車場等の整備計画はないか、町長の見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、浜吉田駅東側の駐車場等の整備と、2問目の東側から西側に通ずる歩道橋の建設計画については関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

まず、浜吉田駅周辺整備事業につきましては、将来の浜吉田駅周辺の人口増を見据え、町の総合発展計画にも盛り込まれたことや、特に吉田東部地区地域開発期成同盟会なる組織がございます。そういうことで、この期成同盟会からも要望活動があり、東口広場周辺整備、そしてアクセス道路の整備、さらには連絡橋の整備等々、駅東駐輪場の整備の計画をいたし、平成7年ごろからこの事業が始まったわけがございます。そういう中で、アクセス道路である駅東線を中心とする事業計画の説明

会を開催いたし、地元関係者にこれらの内容について事業の協力についてお願いをいたした経緯がございます。さらには、JR東日本に対しましても協議をしてまいったところがございますけれども、もともと補助対象基準に満たなかったと。すなわち駅利用者数が年々減少しておるといことなど、そういうことから建設計画は極めて厳しい状況であります、今後ともJR東日本及びその関係機関と協議をして考えてまいりたいと思っておるところでございます。

なお、今後の建設計画につきましては、まず東日本大震災からの復興を最優先と考えまして、復興計画に基づく交付事業であります避難道路ということで、野地公会堂の南側の道路、すなわち町道野地流線という路線でございますけれども、これらについては測量設計を発注しております。これについては測量ができ次第ということで、来年度、平成25年度からこの整備を図りたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 齋藤町長も、先日の新聞には亘理・浜吉田駅間の来春の運行再開は復興の弾みになると、もう新聞に大きく掲載されておりました。やはり現在、浜吉田駅周辺、東側を見ますと、居住者もどんどん今ふえてきているようです。そしてまた、これからもどんどんふえていくのかなと私は思いますけれども、ぜひ復興の弾みになるように、浜吉田駅東側と西側を結ぶこの歩道橋、これだけでもどうかと思ひまして、もう一度確認します。この歩道橋についてはやはり難しいのか、お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この浜吉田駅までの開通については、やはり地元の吉田東部まちづくり協議会の除草等々の結果だと思っておるところでございます。地元の方々に対して、本当に感謝をいたしておるところでございます。

そういう中で、まずもって亘理から浜吉田駅までの開通を最優先に考えておるわけでございますけれども、歩道橋そのものについてもなかなか乗降客が少ないということ、なかなか厳しい内容でございますけれども、これらの整備についてはやはりJR東日本に対しまして粘り強く要望活動を展開してまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ぜひ建設を考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。休憩。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。

私は、2つについて質問いたします。

まず1つは、東日本大震災からの復旧復興について。これ、まず1点目。

2点目は、国民健康保険一部負担金及び介護保険利用料の免除継続について質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

まず1つ目、東日本大震災からの復旧復興についてであります。あしたで3.11から1年半半となります。今現在、亘理町での避難生活者は、仮設が3,008人、みなし仮設、これは民間のアパート中心にですね、みなし仮設が1,834人、合計しますと4,840人と、約5,000人の方々が依然として1年半半過ぎようとしても避難生活を送っているということであります。

こうした被災者の皆さんへの生活となりわいの支援と同時に、復興を加速させる、これが必要であります。そういう立場から、4点質問いたします。

次の4点について、これまでどのように取り組んできたのか、またこれからどのように取り組むのか。

まず（1）として、生活の再建、例えば住まい、住宅ですね、雇用、健康、コミュニティなどについてです。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鞠子議員にお答えいたします。

まず、生活再建支援につきましては、ご案内のとおり、被災者生活再建支援法に基づきまして、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金があります。この制度につきましては、被害の甚大さから住宅再建の前提となる防災集団移転促進事業等の完了までに相当の期間を要することから、基礎支援金が平成25年4月10日まで、加算支援金が平成30年4月10日まで申請期間が延長されたところであります。

また、災害弔慰金支給等に関する法律によりまして、住宅や家財に損害を受けた世帯の生活の立て直しのための資金として災害援護資金の貸し付けも行っており、ところでございます。

また、住まいの再建支援といたしましては、町独自の津波対策住宅工事助成金制度がございまして、この制度は、災害危険区域以外の津波による浸水区域に住宅を再建する場合、より安全な居住の確保を促進するため、宅地の地盤または基礎のかさ上げなどを行い、住宅の再建をされる方についての助成を行うものであります。また、災害危険区域内に居住していた方が住宅を再建する場合、災害危険区域内移転者支援事業として、移転や住宅再建に要する費用の一部を補助していただいております。

さらには、被災者の就労支援、雇用創出のための臨時職員を雇用し、仮設住宅集会所7カ所に3名ずつ配置いたしまして、合わせまして21名になるわけでございますけれども、行政からの情報伝達や入居者からの相談に迅速に対応していただいております。

また、サポートセンターを拠点に、生活支援員、警察、地域包括支援センター、保健師等とも連携し、高齢者の方、独居の方等々の見守りを行っており、熱中症等の緊急事態に対応できるように取り組んでいただいております。

今後も仮設住宅入居者の方々の心のケアを充実させるとともに、あわせて民間賃貸住宅に入居している方々に対しましても支援を進め、入居者のコミュニティを図ってまいりたいと思っております。

次に、健康推進についてでございますけれども、例年、保健事業といたしまして各種健診を行っておったところでございますけれども、災害があった昨年度でございますけれども、肺がんのCT検診と骨粗鬆症の検診の2検診が実施できませんでしたが、本年度は例年どおり実施するというようにいたしております。

被災者支援として、保健師による仮設住宅入居者及び民間賃貸住宅入居者への健康状態の把握や指導助言と心のケアを行っており、健康づくり支援のため、亘理町運動支援地域サポーターと仙台大学の学生の力をおかりいたしまして、運動継続講座を実施しておりますし、生活環境が変わることによりエコノミークラス症候群の発症が心配されることから、福井大学等の協力のもと検診を行う予定となっております。

また、食生活支援といたしましては、亘理町食生活改善推進員や宮城学院女子大学等の協力をいただき、料理講習会の開催、そして岩沼歯科医師会による虫歯予防のための口腔ケアの実施など、よりよい食事ができる環境づくりを行うことにより、心身の健康低下の予防に努めておるところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 仮設住宅の住環境の改善については、宮城県は岩手県と比べておくれかもしれませんが、昨年は風を防ぐ風除室とか二重サッシなどを行いましたし、そしてことしは11月末ですか、風呂の追いだきを希望する方については行うということで、住民の皆さん、仮設住宅に住んでいる皆さんの要望を受けて県が取り組んでいるということだと思います。

それで、住まいの問題でお伺いしたいのは、災害公営住宅についてお伺いしますが、河北新報の報道だと亘理町の災害公営住宅の建設戸数は予定としては520戸なんですね。その中で、災害危険区域外のところは災害公営住宅の戸数は470戸なんですね。差し引き50戸は、これは要するに集合であれ戸建てであろうが、危険区域内の災害公営住宅というふうに見ていいんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 町の災害公営住宅の整備計画という形で、昨日住民を対象とした説明会をさせていただきました。その中で、今ご質問のありました50戸につきましては、災害危険区域内に今までお住まいだった方が集団移転等により新たな場所で生活を再建していただく、その際に災害公営住宅の戸建て形式の住宅をご希望されている数値として約50戸というふうに計画をさせていただいているということでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 災害危険区域の住民の皆さんの意向調査、これは9月3日の全員協議会に配付された資料によりますと、災害公営住宅を希望する方が88軒なんですね。38軒が足りないわけなんですね。これについてはどのように対応するんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 9月3日の全員協議会の際にご報告をさせていただきました。災害危険区域内のお住まいになった方々のそのご意向の中で、災害公営住宅に入居を希望されている方が88軒ございました。その中の内訳といたしましては、集合形式のほうにご希望されている方が66軒、それから戸建て形式のほうについては22軒ということで、その時点としては74.8%のご意向ということで、残り4分の1の方をこれから今確認をさせていただいているわけですが、戸建て形式で先ほど50戸ということがございますので、まずは今の時点での22戸の方々はそのまま対象から枠内に入ると。また、残り66軒につきましては、荒浜地区、吉田地区、そして亘理地区のほうに建設を予定しております集合形式の災害公営住宅のご入居を木希望されているということで、そちらのほうについても入居いただけるように準備をしまいたいと考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まずもって、要するに亘理町の建設予定戸数と住民の皆さんの希望がずれているわけなんですね。だから、私は災害公営住宅を早急に建設する必要があると思います。

それでお伺いしますけれども、災害公営住宅、要するに亘理、荒浜、浜吉田、この入れる予定の月は何年何月ごろですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） これから建設をするというふうな形で手続をさせていただきますので、何年何月というふうなところまで限定的な時期、ちょっと設定は今のところ難しいということで、まず集合形式のほうの荒浜地区の場合でございますと、入居予定時期は平成26年の秋ごろと、それから亘理地区の集合形式につきましては27年の春ごろ、浜吉田駅の吉田地区のほうも集合形式のほうは27年の春ごろ、それから戸建て形式ということで設定をさせていただいております荒浜地区につきましては

は平成26年の秋ごろ、亘理地区につきましては平成27年の春ごろ、それから吉田地区につきましては平成26年の秋ごろということで、戸建て形式の亘理地区が少し時期がおくれているということにつきましては、本来宅地として造成する工事等の状況、そういった部分が当然出てまいりますし、それからあと建築する戸数等のことも考慮させていただきながら時期の設定をさせていただいております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明あったとおり、26年の秋ごろまでには荒浜の集合住宅及び戸建て、そして吉田浜の戸建て住宅、合計しますと130なんですね。470戸のうち130というふうになっております。

それでお伺いしますけれども、仮設住宅の入居期限は3年なんですね。原則3年なんですね。それ以降は知事の申請で1年ずつ延長できますけれども、原則は3年なんですね。そうしますと、26年、亘理は仮設住宅に早く入ったから、7月とか8月だと、7月ですね、恐らく、26年7月までには原則として仮設住宅に入れると、それ以降は入れないというふうになりますね。そうしますと、災害公営住宅を、戸数もそうですけれども、早急に建設する必要があると思います。26年の秋には、27年の春とかということではなくて。そのあたりはいかがですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） やはり集合住宅型の災害公営住宅と鉄筋コンクリートづくりというふうな形での大きく戸数を確保していく建築を今考えております。そういった建築物の建築に関しては、その後生活をしていただく町民の方に安心して住んでいただく建物を当然つくっていかなくちゃいけないということもございまして、また一方でこの復興需要の中でいろんな工事の中がこれからまた逼迫してくるということもある中で、できるだけ被災者の方が一日も早く生活の場が確保できるように努力はしていきたいというふうに考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

住まいの問題で、町独自の支援について、先ほど町長も説明しましたけれども、町として土地のかさ上げ、費用援助として限度額100万円を町独自で援助すると。これは県内の自治体でも昨年の早い段階で決めましたね。今は最近岩沼で住宅ロ

ローンの利子補給をやるとか出ていますけれども、亘理町は県内の自治体の中でも独自の支援を行うのが先進的な自治体だと私は認識しておりますけれども、これ以外にも危険区域と危険区域外と、国の制度の仕組みだと援助が全く違うんですね。基本的には危険外のところは国の制度的な支援はないというふうに理解していいんですけれども、町独自でかさ上げの費用のほかに、例えば住宅ローン、危険区域外の方が住宅を建てたときにローンの利子補給をすとか、そういう考えはありますか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） ただいまの二重の住宅ローンのことについてお答えいたします。

こちらにつきましては、県のほうで支援をいたしております。その内容につきましては、震災前に既設の住宅ローン、500万円以上になりますが、ある方と、それから震災後新たに再建を目指してそういったローンを組んだ方、こちら500万円以上になりますが、そのローンを組んだ方につきましては既設のローンにつきましては最大上限が50万でございますが、そういった支援がございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今言われたのは県の制度で、私は町独自で支援する考えはあるかというふうに聞いているんです。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） ただいま申し上げましたのは県の支援でございました。今のところ、町独自ということでございますが、こちらにつきましては津波対策住宅工事助成金ということで盛り土工事、そういったものでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 町独自でも検討する必要があるというふうに思います。

こういう住宅の住まいの問題で、根本にあるのはやっぱり被災者生活再建支援法が最大300万なんですね。しかも、全壊と大規模半壊だけで、半壊は適用されないと。この仕組みはやっぱり足かせになっているんですね。少なくとも国として300万から500万に増額しないと、被災者の皆さんが住まいを確保するのはなかなか困難だと思います。その点について、どんなふうに考えていますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 国の制度そのものについてはご案内のとおりだと思いますけれども、それに対して町単独の上積み補助ということについては、やはり件数の問題、あるいは全壊・半壊・大規模半壊等々の件数等も多々あるわけでございます。それらの投入するための財源そのものが膨大になるのではなかろうかと思っておりますので、現段階では国、県の支援の範囲内で考えておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 雇用についてですけれども、先ほど仮設住宅の集会所に臨時職員21人を継続で雇用していると言われましたけれども、雇用についていえば、これ厚生労働省の調べですけれども、震災前、震災後に失業手当を受けた方で6月に失業手当が切れた方で再就職できた方は3割いるんですね。7割の方は依然として就職できないと、こういう雇用については非常に厳しい状況にあるんですね。それを踏まえて、町として雇用確保のためにもう一回どういうふうに取り組むのか、述べてください。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほど仮設住宅の臨時職員等について21名ということでお話し申し上げたところでございますけれども、そのほかにご案内のとおり、瓦れきの2次処理ということで大林組さんJVということで、これについては変動があるかと思っておりますけれども、百五、六十人ぐらい今雇用されておるということを考えております。しかし、これは限定的な雇用でありまして、本来ですとやはり被災された方々が正規職員を希望されておるといのがきのあたりのニュース等でも分析されておるわけでございます。その正規職員になる、あるいは臨時職員、その辺の考え方、あるいは地元雇用、あるいは町内外の雇用ということも考えておるわけでございますけれども、現時点での経済情勢の中で企業側としてもなかなか雇用対策が進んでいないというのが現実でございます。これらについては、ことしの7月に亘理町内にあります企業約22社ほど訪問いたしまして、これらについて亘理町の雇用のため、あるいは亘理高校の生徒たちを優先的に雇用していただきたいということでの要望活動も行ってまいったところでございます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

健康のことについて、仮設住宅ではサポート拠点施設を中心に社会福祉協議会も取り組んでいるというふうに認識しておりますけれども、健康のことについていえば、東北大学の医学部の研究科の下川宏明教授が調査した結果、宮城県では震災後、心不全や脳卒中、肺炎などがふえているということで、これは震災のストレス及び津波で汚れた水を飲んだ結果ではないかというふうの下川教授は言っていますけれども、やっぱり被災者の皆さん、仮設住宅に住んでいる方だけでなく、被災者の皆さんの健康を守る取り組みですね、もう一回答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 被災者支援といたしましてサポートセンターを中心とはしておりますが、健康住民検査、特定健診等もことは従前と同じように進めておりますし、その中の結果として支援すべき方がおられれば指導するというので、今月から特定健診での指導該当者のほうに訪問指導しているところでございます。それとともに、仮設住宅において心のケアなり健康状態の落ちている方については保健師、栄養士がその都度訪問しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） （1）はわかりました。

（2）です。なりわいの再建。農業、水産業、中小企業、観光などですね。これについて答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、東日本大震災による大津波は、農業生産の基盤である農地及び農業施設を流失させまして、甚大な被害をこうむったわけでございます。特に主要作物であります東北一と言われておりますいちご団地については、総面積の約94%が被災したわけでございます。これらの生産施設及び生産圃場も大津波により流失いたしまして、壊滅的な被害を受けたわけでございます。

そんな中、常磐道の西側に位置する一本松、新丁、柴町あるいは高屋地区のいちごハウスは津波の流失による被害は受けましたが、ビニールハウスの流失は免れたことから、畑地の除塩、生産施設の資機材の導入によりまして、東日本大震災農業生産対策交付金事業等を活用しながら、生産の早期再開と東北一の生産地の復活を

目指し、国、県そして町、J Aが一体となって復興対策を推進してまいったところ  
でございます。

イチゴ生産者の努力と関係機関の協力のもと、通常の年より1カ月ほどおくれて  
ではありましたが、11月下旬には被災後の初出荷を迎えることができまして、平成  
23年度は震災前の実質からいきますと25%、約14.9ヘクタールの再生を見ることが  
できたと、これについては農家の方々の努力のたまものと感謝をいたしております。

しかし、本格的なイチゴ生産の復興には解決すべき課題が数多くあります。特に  
生産圃場は津波により流失し、復旧には数年かかる状況で、地下水の塩分濃度も高  
く、これまでのようなパイプハウスによる土耕栽培が困難となったところござい  
ます。このことから、新たな圃場を確保し、生産に係る土壌を選ばない高設栽培を  
導入するとともに、圃場の利用効率の高い大型鉄骨ハウスによる団地構想を町の復  
興計画に掲げたところ、東日本復興交付金の活用によるいちご団地造成事業を推進  
しておるところでございます。

いちご団地についてはご案内のとおり、町内3カ所に造成をいたし、その面積は  
68.4ヘクタールでございます。そのうち栽培施設面積が22.89ヘクタール、育苗施  
設面積が11.57ヘクタールとなっております。団地に参加する農家は、イチゴ生産  
者が99戸、花卉生産者が2戸、野菜生産者が3戸となっており、合わせますと104  
戸の農家が参加されます。

また、今までの場所でイチゴや水稻の経営再開を目指す農家に対しましては、東  
日本大震災農業生産対策交付金事業を活用しながらパイプハウスや資機材の導入を  
進めております。

水田等の農地については、農地復旧・除塩工事を県営事業で実施しており、平成  
23年度は830ヘクタール完了いたし、さらに平成24年度は全体の50%、面積にいた  
しまして約1,350ヘクタールほどの水稻の作付等が行われたところでございます。  
農地復旧・除塩工事は平成24年度も継続して実施することにしており、今年度は  
1,000ヘクタールを工事区域として実施してまいります。

また、畦畔等の流出により、原型復旧が困難な農地及び小区画、未整理の農地に  
ついては、今後の農地利用の効率化等を図るため、大区画ほ場整備事業の推進を行  
っております。このため現在、町、土地改良区、J Aが一体となって大区画ほ場整  
備事業を推進するため、ご案内のとおりほ場整備推進協議会を設立いたし、今年度

は事業計画の整備及び事業参加同意等を取りまとめ、来年度、平成25年度からの事業着手に向けて事業推進を図ってまいります。

また、水産業につきましては、震災後、漁場生産力回復支援といたしまして国の事業を活用しながら、漁業者が浜に打ち上げられた瓦れきや漁場の瓦れきの撤去を行い、平成24年7月末現在で383トンの瓦れき撤去を行っております。

また、宮城県南部施設保有漁業協同組合を設立いたしまして、国、県の補助制度を活用しながら、被災した魚市場や漁船の修繕、整備並びにノリ養殖施設などの漁業関連施設の整備を行い、組合員の共同利用による漁業生産効率、経営効率を図りながら、漁業者の経営再開を現在目指しておるところでございます。また、同組合では、被災した漁船の新造、修繕及び漁網等の復旧並びに共同利用施設の整備を順次行いながら、使用再開を図ってまいっております。

今後は、被災した水産センターの整備並びに漁業施設、すなわち魚市場、漁具倉庫、製氷庫等の関連施設の整備について、漁業協同組合互理支所と調整を図りながら進めてまいりたいと思っております。

続いて、商工関係に入るわけでございますけれども、中小企業の復旧復興につきましては、中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業を活用し、町内3カ所、荒浜に2カ所、そして公共ゾーンに1カ所の計41店舗を設置しております。また、国、県が主体の中小企業等グループ施設等復旧整備事業や地域商業等再開支援事業を初めとする県補助の活用を推進しながら、復旧復興に取り組んでおりますところでございます。ソフト面においては、県の宮城産業復興機構等を活用し、二重ローンの対策を講じてまいりたいと思っております。

今後につきましては、国、県が実施する施設整備事業補助金の活用や、事業所においては雇用創出事業助成金を活用しながら、雇用機会の創出を促したいと考えております。また、町といたしましても、本定例会に補正予算で提出しております中小企業活動再開支援事業補助金による施設整備の支援、さらには中小企業振興資金利子補給について全額利子補給を実施し、中小企業者の早期復旧復興に努めてまいりたいと思っております。

次に、観光面におきましては、やはりわたり温泉鳥の海の平成26年4月再開を目標に現在復旧工事を進めておりますが、鳥の海周辺整備として防潮堤あるいは漁港周辺の復旧等も一体であることから、国、県と連携を図りながら、今後鳥の海周辺

の観光拠点づくりに努めてまいりたいと考えており、また観光協会事業といたしましては、震災を後世に継ぐべく、現在、わたり震災語り部ガイドの育成の行っており、今後観光客を受け入れる際に活動していただけるように取り組んでおります。

今後も各種イベント等へ積極的に参加し、亘理町のPR活動に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、農業についていえば、まず1つは、先ほど言われましたけれども、塩分濃度が高くてイチゴつくることができなかつたということで水の確保が問題になっておりましたけれども、水道水については通常は業務用ですけども、それを一般家庭用ということで支援したということと同時に、これ亘理町のイチゴ、農業を大事にする基幹産業というふうに位置づけて、全国でも珍しい大規模ないちご団地を3カ所につくつた。そしてイチゴ農家の皆さんに参加してもらって、組合として参加してもらって、そして再び東北一のイチゴ生産を目指すと、こういう取り組みは非常に町の施策として、膨大なお金をなぜ農業だけに集中するのかと言われますけれども、やっぱり農業は基幹産業なので、それは町の取り組みとしては評価されるというふうに思います。

水産業については、河北新報にうれしいニュースが最近載りました。ノリの養殖再開へ着々、養殖事業者や種つけに最盛期ということで、荒浜の漁業者の皆さんがノリの養殖に取り組み始めているということでもあります。水産業についていえば、宮城県の漁業協同組合会長の菊地伸悦さんは、水産業は魚をとるだけではだめだと、水産加工業が再建されなければ漁業は再生できないんだという話をしております。水産加工業の再建についてどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今、水産加工の関係につきましてはいち早く各業者のほうで再生を果たしているところでございます。また、町のほうで今、漁協周辺に水産ゾーンというようなエリアを設定しておりますが、その中に共同施設等が入ってくるようなエリアを今後創設していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 中小業者の皆さんにとっては2つの大きな問題があるんですね。1つは二重ローンの問題です。二重ローンは、被災事業者の前の債券を金融機関が買い取って再生を可能にするという仕組みなんですけれども、ところが金融機関はこの二重ローンの話をしないんですね。前の債務を返済してくださいと、その上で新しい債券を組みましょうという話になっているんですね。ですから、利用率が低いんですね。これについては、広報も含めてホームページ含めて、こういう二重ローンの制度があるんだということを積極的にお知らせする必要があると思いますけれども、その点はいかがですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 二重ローンの問題ですけれども、PRには努めておりますが、現在町内では1件の申請が上がっております。これからも引き続き、一層二重ローン問題についてPRしていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、私言ったようなホームページ及び広報も含めて制度をお知らせしていただきたいというふうに思います。

中小業者の皆さんにとって、もう1つは、さっき町長言われましたけれども、グループ補助金なんですね。グループ補助金は、亶理町では何件今まで認定されておりますか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） お答えします。

申請は、亶理町内、グループとしては1団体だけになっております。ただし、ほかの事業としても町内関係者3件ほどが申請、一緒にグループ企業で申請しております、合計が町内業者10社というふうになっております。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） グループ補助は、要するに事業計画をつくって、それが認定されれば、大枠、大きな事業費の4分の3が国と県が支援するという仕組みなんです。ただ、問題は全体の予算枠が狭いということと、あと要件が厳しいという問題があるんですね。ですから、なかなか認定がされにくいという状況ですね。5次の申請段階でも、3割ぐらいきり宮城県は認定されていないんですね。ですから、国に対

しても予算をふやすというところと、要件を緩和するというを強く要望したらいかかと思えますけれども、どうですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） グループ補助については今、担当課長のほうから町申請1件、そのほかに県を通じて合わせまして10件ということでございます。これについては私も十分承知しております。例えば味噌醤油組合とか、そういう関係の団体がそのグループ補助をしながら推進しておるということでございますけれども、今おっしゃったとおり、申請に際しましては厳しい査定があるということも十分承知しておりますので、これについては県も同様に考えておりますので、これらについては国に対しましてやはり申請の緩和、そして位置づけ、それらについて今後とも県と市町村会を通じて要望活動を展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） （3）ですね、ライフラインの整備ですけれども、例えば鉄道、道路、学校、医療機関などです。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについても各項目ごとでございます。時間はかかると思えますので、ご了解願いたいと思えます。

まずもって、鉄道関係、いわゆる常磐線の復旧につきましては、ご案内のとおり震災後、全線にわたり不通となり、しばらくは運転再開の見込みは立たない状況にありましたが、町内3駅を管理しておりますJR岩沼駅の駅長に仲介していただきまして、町からの早期運転再開についてJR東日本仙台支社に対しまして申し入れを繰り返し行ってまいりました。

その結果、昨年4月12日からは亘理駅での折り返し運転、亘理駅以南については代行バスの運行となり、さらには現在不通となっております亘理駅以南についての復旧のめどについては、JR東日本からお聞きしたところによりますと、現在運休中の亘理・相馬間の27.6キロのうち浜吉田・亘理駅間の5キロメートルについては現行ルートでの復旧工事を開始し、来年春ごろに運転を再開するとのお話を承っております。町といたしましては、このことについて今後の復興の弾みとなることもあり、大変喜ばしいことであると考えております。

ここまでに至った経緯については、先ほどの質問にも申し上げたとおり、浜吉田周辺のまちづくり協議会等々の除草清掃活動、ことしの1月と7月に2回実施したことによることが大きな要因ではなかろうかと思えます。これらの内容については、私初め担当であります企画財政課長並びに担当職員も参加をさせていただきました。

さらには、先ほど来申し上げておりましたとおり、吉田東部地区まちづくり協議会が早期運転再開に向けまして、3,620名の署名を集めた要望書を町からJR東日本支社に提出をさせていただきました。

さらには、JR東日本支社長に対しまして、直接、安細議長さんと私が出向き、早期運転再開について強く要望し、またJR東日本と運転再開に向けて乗客の避難場所、避難経路の確保等の協議を重ねてまいってきたところでございます。

こうしたことから、吉田東部地区まちづくり協議会、そして町、JRとの連携が実を結び、今回の運転再開の見通しが立ったものと考えております。

町といたしましては、今後、浜吉田駅での折り返し運転に向け、現在運転している全ての電車について浜吉田駅どまりとなるよう、さらにJR東日本に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、道路復旧復興についてでございますけれども、災害復旧工事については昨年の12月に国の災害査定が終了しております。その結果、路線数では133路線、町道ですね、そして被災箇所数が175カ所、延長で5万8,800メートル、被害額、すなわち査定額が17億5,200万円になったところであります。

現在の進捗状況は、175カ所のうち139カ所、延長にして4万4,388メートルを発注しており、これは箇所数で約80%、延長で75%が現在取り組んでおります。さらに、平成24年4月からは震災復興事業に伴います事業件数が非常に多くなっておりますことから、一日も早い復旧を目指しながら、設計積算という事務が大変多忙なものでございますので、さらには監督業務の技術職員を補うために、ご案内のとおり石川県の能登町及び東京都の練馬区からの1年間の技術派遣職員をお願いし、今協力をいただいております。

未発注の箇所については、災害危険区域内の箇所で他事業との調整が必要な一部の箇所を除き、年内発注を行い、今年度末までには路線については全部完了いたしたいと。しかし、危険区域については、さらにほかの事業との展開で若干おけると考えております。

次に、避難道路及び二線堤機能を持ったかさ上げ道路につきましては、第2回目の復興交付金配分で5路線の調査・測量・設計費が認められたことから、先般の入札により業者も決定いたしましたので、今年度においては路線ごとに計画線形、要するに道路の形ですね、線形をもとにしながら、関係者に対して事業説明会を開催する予定としております。説明会においては、測量調査の了解を得た後、翌年度からは用地取得、そして工事に着手してまいりたいと思っております。特に、やはりこの用地取得については関係の方々のご理解、ご協力をいただければ、早期完成に向けられないと思っておりますので、職員を初め関係の方々のご協力を賜りたいと思っております。

次に、医療機関についてでございますけれども、これについては津波被害により大規模な被害をこうむった診療所は山本医院先生と歯科医院であります鳥の海歯科医院でありました。山本先生については仙台市において家族と医療モールを立ち上げることにしたため、残念ながら廃業届けを県に提出済みとのことでございます。歯科診療所については、内陸部、新町中地区におきまして仮設の診療所を建てて再開しております。また、そのほかの医療機関でも診療機械等の被害が非常に大きかったケースもありましたが、それぞれの医療機関が修理いたしまして再開をさせていただいておるところでございます。

なお、教育関係については、教育長に答弁をさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、学校施設について申し上げます。

各学校の復旧復興につきましては、国の災害査定を受けながら修繕改修工事を進めてきておりますけれども、学校ごとに内容を申し上げますと、まず荒浜小学校でございますが、校舎修繕の査定がもう既に終了し、現在、修繕工事に入っているところでございます。なお、体育館あるいは外構等の一部につきましては、第2回目の災害査定を10月中に受けることになっております。それを受けて、平成25年2月までには全ての修繕を完了させる予定としております。

次に、長瀨小学校につきましては、校舎改築、移転建て直しというふうになるわけでございますが、もう既に災害査定が終了し、現在校舎等の実施設計に入っております。実施設計は平成25年2月までに完了しまして、その後に校舎の改築工事に入ると。そして、平成26年8月までには完了させる予定となっております。なお、

長瀨小学校の体育館や外構等の一部につきましては、第2回目の災害査定を10月中に受けると。校舎改築完了前までには全ての修繕を完了させる予定としております。

次に、荒浜中学校でございますけれども、校舎と体育館を一体とした高床方式、いわゆるピロティ方式でございますが、改築、建て直しの災害査定がもう既に終了しておりまして、現在校舎、体育館等の実施設計に入っております。この実施設計は長瀨小学校と同じですけれども、平成25年2月までに完了しまして、その後に校舎、体育館の改築工事に入ると。平成26年8月までには完了させる予定になっているというところでございます。なお、校庭や外構等の一部につきましては、第2回目の災害査定を早目に受けたいというふうに思っております。そして、校舎、体育館の改築完了前までには全ての修繕を完了させる予定にしているということでございます。

また、長瀨小学校の校舎及び荒浜中学校の校舎と体育館、それと外構等につきましては、できれば年度内に解体し、作業に入りたいという考えを持っております。

ほかの学校につきましては、緊急度等を考慮いたしまして、事前着工等を利用しながら、随時修繕工事を進めているところでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 荒浜小学校については来年の3月までと、新学期から再開と。長瀨小学校及び荒浜中学校については平成26年2学期から再開というふうに答弁されましたけれども、これについては児童生徒及び保護者には説明されているんですか。2学期から再開でしょう。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 荒浜小学校につきましては、25年、来年の2月までに全て完了して、3月には移転させたいと考えております。このことについては、もう既に児童生徒、保護者にお話ししておりますし、長瀨小学校、荒浜中学校についてもこの日程については校長等を通して保護者、児童生徒にもお話ししているということでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この問題の最後、（4）として瓦れきの処理について答弁をお願い

いたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 瓦れきの処理事業については、震災の発生直後から実施しておるところでございますけれども、震災直後は津波によりまして破壊され流された瓦れきが宅地、農地、そして道路、水路などに広範囲にわたりまして散乱し、救助活動や復旧活動などの障害となったところがございます。そこで、まず人命救助や行方不明者の捜索と並行し、道路を確保することから始まり、平成23年度中は主に瓦れきの収集、運搬、集積を実施し、年度末までに震災で発生した瓦れきの99%を町内3カ所に設けた1次仮置き場に集積をいたしたところであります。

また、同じく平成23年度中は、収集運搬などと並行して処理施設の整備を進めてまいりましたが、このことについては宮城県と連携し、吉田浜地区に2次仮置き場を設け、1日当たり525トンの焼却能力のある中間処理施設を設置し、今年4月から運用を開始し、6月から本格稼働となったところでございます。

なお、震災直後、本町の瓦れきの量は126万7,000トンと推計されておりましたが、先ごろ1次仮置き場への搬入がほぼ完了したことを受け、宮城県で瓦れきの量について再調査したところ、本町においては54万トンに修正されております。

今後の予定といたしましては、今年度既に着手しておるところですが、1次仮置き場に集積されている瓦れきを2次仮置き場に搬入し、リサイクルや償却などの処理が行われるところでございます。

平成25年においても、引き続き2次仮置き場において処理業務を行う予定でございますけれども、これらについては平成26年3月までに震災で発生した瓦れきを全て処理し、事業を完了する計画ということになっておるわけでございます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 河北新報の9月8日の記事では、宮城県は瓦れき処理見通せずというふうになっているんですね。26年3月までには計画どおりに処理は終わるというふうに、もう一回答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 第2次処理については県の事業ということで展開しておりますけれども、現在の処理能力、そして作業の工程からいくと、26年の3月までには3カ所

の1次処理場のごみが完了するということになろうかと思っております。そういうことをご理解願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 東日本大震災からの復旧復興について、1つは安全性だけでなく、地域の町とか集落をつくる時に、安全性だけでなく利便性とか快適性とか交通とか産業とか、そういう総合的な諸条件を整備すると。安全性だけでなく、そういう総合的な整備をしないと、なかなかまちづくりはできないと思いますけれども、その点はいかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの件は瓦れきから……。

1 6 番（鞠子幸則君） 瓦れきでなくて、全体の復旧復興のために。

町 長（齋藤邦男君） これについてはご案内のとおり、亶理町復興計画に基づきまして、現在いろいろの事業を各部署、そして総合的計画をしておるわけでございます。これらについてはやはり一日も早く震災前以上のまちづくり、なりわいをつくりたいと努力を重ねております。そのためにはやはり被災された方々、そして被災されない方々、そしてまた議員の方々のご支援、ご協力なくしては早くスピード感を持って整備することがそれらの方々のご支援なくしてはできないと思っておりますので、今後ともご指導、ご支援を賜りたいと思っておりますのでございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 最後ですけれども、南三陸町の佐藤 仁さんは毎日新聞の被災地は今ということから聞かれて、復興の最大の課題は何かというふうに記者に聞かれて、財源があつて初めて進められるというふうに言っております。これは齋藤町長も9月8日付の新聞にも、財源がなければ進まないと、国がもっと支援してほしいというふうに言っておりますけれども、これは全ての首長、被災した3県、岩手、宮城、福島の、特に福島含めて、全ての被災地の自治体の首長の思いだと思います。そういうことでやっぱり財源確保が最大の課題だというふうに思いますけれども、それについて何か答弁ありますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それについては、やはり財源そのものについては町の復旧復興がいかないと思っております。そういう中で、ご案内のとおり国のほうは9月8日まで

の会期があったわけでございますけれども、9月1日以降は休会状態になっている。そういう中で、国の予算そのものについての財源の手当となる特例公債、すなわち赤字国債約30兆円あるわけでございますけれども、それが通っていないということから、ご案内のとおり新聞、テレビ等でも報道されております地方交付税が本来ですと9月24日ごろ交付されるのが延期になると。その交付される日程もまだ決まっていない状況です。ということで、やはり復旧復興のために、各業者、亘理町の災害防止協議会並びにいろいろの協会に頼んでいる設計等の支払い、前渡金とか完成検査に伴い、それらの財源の手当が来ないということで、これらについてはやはり国そのものについてはなぜ被災されたそういう事業が今までよりも4倍あるいは5倍、6倍の予算規模で発注している業者に対する支払いが滞ることも考えられると思います。しかし、町といたしましては絶対業者に発注した工事費についてはおくれられないような手当をするということに、すなわち例えば財政調整基金の取り崩しによります支払いとか、そういうことで何か国のほうが平成23年度の予算におきまして特例公債、すなわち赤字国債が通っていない。これらについてはいつになるか、まだ見通しが立っていない状況でございます。そういうことでございますので、国のほうでも被災された市町村に対します交付税そのものについては特別でも、震災受けない県に対しましてはまずおくらせてもらっても、被災された岩手、宮城、福島に対してはぜひ例年どおりの交付時期に交付してもらいたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、やはりこの復旧復興につきましては財源と特にマンパワー、職員の数が少ない。特に技術職員、さらには現場監督員、それらの確保が最も大事だと思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 次に移ります。

2点目です。これについては、私が一般質問を提出したのは8月16日です。それ以降も動いていますけれども、それを踏まえて答弁をお願いいたします。

東日本大震災被災者の国民健康保険医療費一部負担金及び介護保険利用料の免除継続について、3点質問いたします。

まず第1点目、現行の特例措置による免除の継続を政府に強く要請しているのか。

政府が災害減免の枠組みによる対応を求め続けた場合、国が財政支援措置を講じて免除を継続する市町村を財政支援するよう政府に要請しているのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、国の特例支援では本年の9月30日でございますけれども、来年の3月まで一部負担の免除ということで、来年の3月まで保険者負担、すなわち町の負担として来年まで延長するというようにしております。この財源は本来、国が負担すべきと思っておりますので、国に対しまして、やはり県と町が連携をしながら進めてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私聞いたのは、国に対して特例措置の継続を9月30日で打ち切らないで、特例措置の継続を国に強く要請したのか、それとも特例措置をやめて従来の災害減免の枠組みに対応を求めても、それ以外の財政措置を免除する自治体に財政支援をするように国に要請したのかということなんです。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらについては、以前から国、そして市長会、町村会ということでの立場でやはりこの支援制度については継続して支援していただきたいということで、国に対しての要望活動を行ってまいったところでございます。

さらに、ことしの10月1日以降については、それらの内容は本来の国の制度であるということから、町では各市町村では来年の3月まで2割負担するわけでございますけれども、これらについてもやはり国に対しまして復活してもらいたいということでの要望活動も行っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この特例措置の継続については、画期的な動きが2つありました。

1つは被災3県、岩手、宮城、福島の3県の担当者が厚生労働省に出向いて、特例措置を継続してほしいという要望を出したということがまず1点目。第2点目は、後期高齢者広域連合の岩手、宮城、福島の事務局長が政府に出向いて、東京へ行って、強く特例措置を継続するという要求をしてきたということでもあります。やっぱり国は本来であればしっかりと少なくとも来年の3月まで財政措置をするという、これはこれからも要請していく必要があるということでもあります。

それから2点目、政府による財政支援が不十分な場合、県が市町村に財政支援し、免除を継続する市町村に差異が生じないように県に要請しているのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件につきましても、県が財政支援を行うことになりました。そして、県内全市町村で実施するということから、差異が、格差が生じないものと考えております。この制度につきましても、本来国が負担すべきものと考えられますので、県と町村会が一堂に会しまして国に対して要望活動を行ってまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 国民健康保険については、一部負担金の免除については10分の8は国が見ると、10分の2は県が財政調整交付金で見ると。これは県が決めたんですね。それはやっぱり県がそこを決めたことによって、介護保険料はどうするか、後期高齢者医療の一部負担金どうするかという議論になってきたんですね。県の措置は極めて画期的なことなんですね。

それでお伺いしますけれども、亘理町の23年度の国民健康保険一部負担金免除をベースにすると、県はどのぐらい負担しなくちゃだめなんですか。（「今の件は県全体ですか、町……」の声あり）町に限定して。（「町だけの限定」の声あり）

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 23年度の実績でいえば、3月末現在でまず免除しているのが2億8,891万2,000円ほどでございます。

16番（鞠子幸則君） それの2割。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） ただいまの額は2割でございますので、県の負担となりますと約4倍していただければ、県が負担した額となるかと思えます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 国民健康保険の免除証明書、発行件数は23年度で幾ら、何件ぐらいになっているんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 3月末現在で1,841世帯、3,863人に発行しておりますが、

社保に加入したりとかということで、実際にかかった人数については把握しているところではございません。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） （3）に移ります。

町として、免除証明書を交付してはどうかです。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件につきましては、10月以降につきましては以前に交付した免除証明書の読みかえ措置を継続しないこととなっておりますので、町といたしましては新たに免除証明書を交付することといたします。さらに、介護保険についても同様に免除証明書を9月中に交付するという事にいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 介護保険の話がありましたけれども、介護保険の10月以降、町の持ち出しはどのぐらいになるんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 介護保険の利用者負担の免除につきまして、特例措置の中での10月以降、通常分ということになりますので、その中で扱的には免除額は給付費の関係の保険給付と同じような扱いで負担するようになりますので、町としては495万ぐらい一般会計のほうでの持ち出しが生じるようになります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 約500万ですね、今の説明だと。その500万は介護保険給付費準備基金から取り崩すんですか。それとも、今、一般会計と言われましたけれども、それはどうなんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 給付費の負担の関係でございますので、介護保険会計の中には組み込まれますけれども、持ち出し的には一般会計からの介護保険への繰り出しになります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後に、被災者の皆さんの声を紹介して終わりたいと思います。

80代男性です。2回通院しているということで、9月までだと大変だと、10月以降どうなるかわからないということですね。

あともう2人の方。国保で知的障害を持っていて、月1回宮城病院に通院していると。交通費も含めてタクシー代ですけれども、2万5,000円かかると。交通費はタクシー代約6,000円なので、今まで本当に助かったと言っております。

70代男性です。昨年けがで南東北病院に入院したが、食事代以外は免除になって、本当に助かっていると。

また、介護保険で利用している80代男性、週2回、金曜日と日曜日、第2日就苑でデイサービスを利用していると。もう1人、70代の女性も月3回、デイサービスを日就苑で利用しているということで、免除制度があつて本当によかったというふうに言っております。

ですから、被災者の皆さん、どうなるかというふうに心配しておりますので、9月の早い段階で、実務で大変だと思いますけれども、早い段階で免除証明書を発行してはどうかと思いますけれども、最後に答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） ただいま準備を進めているところでございますが、後期高齢者の発行が来週の初めということになっているようでございますので、それとあわせて発行できるよう、今手はずを整えているところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 介護保険のほうも国保にあわせまして周知をしたいと思っておりますし、また直接サービスにかかわるケアマネジャーさんのいる居宅介護支援事業所につきましては、もう既に事業所にはお知らせをしておるところでございます。

以上でございます。

16番（鞠子幸則君） 以上で終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

この際、昼食休憩のため暫時休憩いたします。

再開は1時15分といたします。休憩。

午後 0時15分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。

私は、高齢者、障害者に対応した町営住宅の建設についてと、災害に強いまちづくりについて、2点について質問いたします。

それでは第1点目、高齢者、障害者に対応した町営住宅の建設についてでございます。

町営住宅に入居している方の高齢化が進んでおります。今後、町として高齢者や障害者に対応できる町営住宅を建設する考えはあるのか、下記の3点について伺います。

1点目、現在、下茨田、袖ヶ沢に居住している65歳以上の方は何人いますか。また、介護や障害の認定を受けている方は何人いらっしゃいますか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、佐藤アヤ議員にお答えいたします。

8月末現在で申し上げたいと思います。町営住宅に入居している65歳以上の高齢者は、袖ヶ沢住宅で26名、下茨田住宅が4名で、合わせまして30名となっております。また、介護認定を受けている方は、袖ヶ沢住宅が5人で、下茨田住宅1人、合わせまして6人でございます。障害の認定、すなわち手帳の交付を受けている方は、袖ヶ沢住宅で身体障害者手帳所持の方が6人、療育手帳所持の方が2人、精神障害者保健福祉手帳所持の方が2人、合わせまして10人、そして下茨田住宅は身体障害者手帳所持の方が4人入居しており、2つの町営住宅あわせまして14人となっております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 現在、町の町営住宅で高齢者や障害者に対応できる町営住宅の戸数

は何軒ありますか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、お答えいたします。

町営住宅は全部で219戸ございます。その中で、袖ヶ沢が96、下茨田が48、倉庭が75、合計で219戸でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この219戸の町営住宅ありますけれども、この町営住宅の中で高齢者とかあと障害者、それから介護認定の方、要するにそういう方に対応できるように設備をしている町営住宅は何軒ございますか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 高齢者の施設といいますと、まず考えられるのが玄関のスロープ、あと手すり、そしてまた階段の手すりということでございます。

それで、今現在、年次計画でやっているのが倉庭住宅。倉庭住宅は平家でございますので、今現在、年次計画で玄関のスロープと手すりをつけてございます。それで、あとこれから出ますけれども、袖ヶ沢と下茨田の階段についてはこれは今現在ございません。その辺も年次計画で考えています。今現在といいますと、倉庭住宅の75、これが高齢者等お住まいの住宅かなと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 倉庭住宅の1号棟から5号棟までスロープが設置されております。その中には高齢者でない方もいらっしゃると思いますけれども、今回の大きな地震で大分段差ができたという部分でのスロープをつくったのかなと思いますけれども、やっぱりこれもこれからの年次計画の中でスロープ、手すりの設置を進めていっていただきたいと思います。

それでは、第2点目に入ります。第4次総合発展計画で示した町営住宅の改善、多様で優良な公営住宅の整備等の推進は今後どのように考えているのか、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

町営住宅の改善につきましては、平成22年度に国そして宮城県からの指導によりまして、長期的な視点に立った保全を行うことにより、安全で快適な住環境を確保しつつ、更新コストの削減と事業費の平準化を図ることを目的に、第4次亶理町総合発展計画との整合性を図りつつ、亶理町公営住宅長寿命化計画を策定し、平成23年度から事業に着手しておるところでございます。

具体的には、先ほどお話があったとおり、平成23年度に倉庭住宅の玄関スロープと手すり設置工事を実施し、今年度も倉庭住宅の床下等のシロアリ駆除等と袖ヶ沢住宅1号棟の外壁の改修工事を実施しておるところでございます。さらに、来年度以降においては、いずれも年次計画で下茨田住宅、そして袖ヶ沢住宅の外壁改修工事、そして屋上の防水工事並びに床下等のシロアリ駆除を、倉庭住宅においては玄関スロープと手すり設置工事等を行うこととしております。

また、多様で優良な公営住宅の整備等の推進につきましては、高齢者そして障害者に配慮したバリアフリー住宅、若年層の需要に対応できる公共の賃貸住宅及び定住促進住宅など、それぞれのライフサイクル等に応じた公営住宅の整備について検討することとしておりますが、昨年の東日本大震災により被災された方々を対象に現在、災害公営住宅の建設が計画されておりますので、今後それらの活用を含め、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 現在ある町営住宅の改善については老朽化した町営住宅の居住水準の向上を図るために、長寿命化計画に基づいて推進していくということだと思います。あと、また今後の整備については、災害公営住宅を視野に入れながらやっていくと思いますけれども、この点についてお聞きしたいと思います。

明日で、3月11日の東日本大震災より1年6カ月になります。本当に被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。大震災で住宅を失い、仮設住宅に入居されている方、みなし仮設で不便な生活をしている多くの方がいらっしゃいます。本町では自力で住宅を再建することが困難な方に対して、荒浜、吉田、亶理地区に集合形式の災害公営住宅400戸を建設いたします。昨日の河北新報で、入居は2014年秋ごろ以降になるというように掲載しておりました。今回入居される方は高齢の方、また介護の必要な方、障害をいらっしゃりの方もいらっしゃいます。これから

整備される災害公営住宅は間違いなく進む高齢化に対応できる公営住宅を建設べきだと考えますが、いかがでしょうか。例えばデイサービスやグループホームなど下層階に入れ、福祉拠点化させるというようなことは考えていないでしょうか。この点について答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回被災されました住民の皆様、特に災害公営住宅に入居をご希望されている方はやはり見る限りご高齢の方が多くなるのかなという感じはしております。

そのため現在、先行して設計を進めさせていただいておる荒浜地区の災害公営住宅、これは集合型の形式になりますけれども、こちらのほうの設計を今進めておりまして、内容的にはまだ詰まったものでございますが、基本的にはまず県のほうで示されておる福祉のまちづくり条例に沿った整備という形で、例えば段差をなくしたようなバリアフリー化であるとか、あるいは今後エレベーター等も当然中高層という建物になりますからそういったもの使いながら、高齢の方が生活をしていくのにできるだけ不便のないようなつくり方を一応今のところは整備を検討させていただいているということになります。

また、もう1つ、複合的な建物のあり方という部分についてもいろいろ検討という形では、これから予定する荒浜につきましてはちょっと今のところは調整をしたわけですが、今のところは住戸だけというふうな形になろうかと思っています。それ以外の互理あるいは吉田地区の部分については、これからちょっといろいろ設計をしていく形になるわけですが、その際に地域のそういったかかわりとかの中で複合的なものができるかどうかは検討はしてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今、課長がおっしゃったように、災害公営住宅は高齢者、障害者に優しい機能を持った住宅を進めていく必要があると思います。建設をする部門と福祉部門ときちんと連携を図りながら、そして高齢化が進む中でしっかりと10年先を見据えて建設していただきたいと思っておりますけれども、この点についてももう一度ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今、議員のほうからおっしゃられたような内容につきましては、当然これから入っていただく方、5年10年というふうな形でそこで生活をしていただくことになるかと思っております。したがって、今、現状だけではなくて、やはり中長期的な部分も含めてどうあるべきかということその中の考え方として取り入れながら、いろいろこれから建設をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この災害公営住宅に入居できる方は、東日本大震災で住居を失った方ということになっておりますけれども、今後この災害公営住宅は町としてどのように考えていくんでしょうか。例えば5年間は災害公営住宅、空いた場合、空き部屋が、空いたら今度は町営住宅というような、そういうふうにはなるんでしょうか。その点ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、お願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 災害公営住宅に入居される方々というのは、今議員おっしゃったように今回の震災で自宅を失われ、自己再建が難しい方に入居していただくわけですが、この災害公営住宅を建設するに当たりましては、国の法律でございまして公営住宅法に基づきながら整備し、また今後管理運営をしていくということになります。

その中で、実際今回被災された方に入っていただくということになれば、その建物あるいはその居室自体は災害公営住宅の優遇措置ということで、例えば政令月収といたしまして、国のほうで定めている月の収入が低い方については低減措置をさらに追加すると、そういった措置があります。そういった措置がされるわけですが、その部屋に例えばほかの一般の方が入った場合については、そこは通常の町営住宅という扱いの中で入ってくるということになります。あくまでも町営住宅も災害公営住宅も公営住宅法に基づいて本来、低額所得の住民の方が自立再建できないということで町のほうで整備し、生活の場を確保するという事業でございまして、そういった一部の入居者の違いによって対応は変わるということになりますけれども、今申しました例えば特例措置のほうにつきましても、入居というか建築してから10年間までは何らかのそういった特例措置がありますので、その間は災害

公営住宅として引き続き管理運営がなされるものというふうに思っております。

以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） それでは、3点目に入ります。

4階建ての下茨田、袖ヶ沢住宅に入居している方の安全を確保する観点から、手すりの設置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 佐藤議員さんに以前にもお答え申し上げているところでございますけれども、本町の町営住宅は一般向けの公営住宅となっておりますのでございます。

そういう中で、住宅内の段差はあるということでございます。しかしながら、袖ヶ沢住宅、下茨田住宅については3階から4階建て住宅のため、先ほど来お話しのとおり、高齢者や障害者の方々は階段の上りおりが大変かと思っております。また、倉庭住宅については平家建て住宅でございますけれども、高齢者のいる世帯が34世帯と全体の2分の1、半分を占めておりますので、高齢者等が安全安心して居住できるよう昨年度から、先ほどお話しのとおり、年次計画で玄関のスロープ、手すりの設置を行っております。

そういう中で、今後下茨田住宅あるいは袖ヶ沢住宅については、倉庭住宅、来年度中に終わりますが、その後入居者の状況を考慮しながら、計画的に階段に手すりを設置いたしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 下茨田住宅なんですけれども、県営住宅が南のほうにありまして、同じような建物です。そこもしっかりと手すりがついておりますけれども、やっぱり町営住宅に住んでいらっしゃる方も県営と同じようでもいいから手すりをつけてほしいということをおっしゃっております。この数を見ると、まだ下茨田住宅のほうは高齢の方、若干少ないように思いますが、もっと高齢者というか、いらっしゃるなとすごく感じるのが袖ヶ沢住宅です。こちらのほうの、さっき町長からもお話しいただきましたけれども、身体障害者6人いらっしゃるという部分で、こちら辺もしっかりと考えていただいて、なるだけ早くに手すりをつけていただきたいと思っております。

前にも手すりをつけていただきたいと言ったら、引っ越しをするときに階段は狭くなるので手すりをつけるとね、というような話をいただいておりますけれども、私はもう本当に何かとても大変なように歩いていらっしゃる方がいらっしゃいますので、ことしで倉庭住宅のスロープ、来年までですか、あとその後という話ですけども、なるだけ早目に現在ある町営住宅の住民の方の安全確保のために必要かなと思いますけれども、もう一度ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員に申し上げます。

もう一度答弁をお願いするというような不適切な表現がありますので、十分注意して質問されるようにお願いします。

町長。

町長（齋藤邦男君） 手すりについてはやはり財政的な面もございますけれども、これらについては計画的に、できるだけ早く設置を考えてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、2点目に入ります。

災害に強いまちづくりについてでございます。

（1）東日本大震災では、学校施設は多くの被災者を受け入れ、防災拠点としての機能を発揮しましたが、通信が途絶えたり、備蓄の不足など、多くの課題が指摘されました。今後の学校の防災機能、避難所機能の強化について、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 学校関連でございますので、教育長のほうから答弁をいたさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

昨年の3.11東日本大震災におきましては、議員がおっしゃったとおり、通信網が途絶え、大混乱したということでございます。そういうふうな経験を踏まえて、停電でも対応できる移動可能な電話を昨年、全町の小中学校、それから総務課、それから学務課に設置しております。

それから、備蓄関係につきましては、今回改築する長瀨小学校及び荒浜中学校には、学校関係者とあるいは防災担当者とは協議しながら、この改築する2校についてはできれば各校舎、体育館にももちろんあるわけでございますが、荒小の場合で

すね、あるいは長小の場合も体育館にはあります。しかし、浸水ということも考えられますので、できれば各校舎の2階以上に設置したいと。最低でも一部屋分、1教室分ぐらいは確保したいものだと、今のところそういうふうを考えております。

津波の被災を受けなかったほかの学校につきましても、関係機関と協議しながら、空き教室等を利用して備蓄倉庫の整備と、あるいは避難所機能として停電も対応できるような全ての学校に発電機を設置したいと考えております。

なお、災害時、学校が地域住民の避難所となりますから、休日あるいは夜間時にも対応するため、校舎外側に屋上までの避難階段を設置したい。それと同時に、避難所開設時の運営に向けた教職員の役割、取り組み等、実際今回の大震災で避難所になった先生方、大変なご努力をなされたということで感謝を申し上げていたわけですが、やはりその役割分担というのがまだ明確でなかったということもございましたので、現在町内の10校、ことしから設置されました防災主任の先生方がいるわけです、各学校に。防災主任の先生方が集まって、教員防災担当者会というのを設置しまして、年間5回、もう既に2回終わっています。間もなく第3回目をやるという会があるわけですが、そこに当然、学務課だけではなくて総務課の各担当者を含めて検討していただいているというところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本町では、小中学校の耐震化率は100%です。学校は子供たちが1日の多くを過ごし、災害時には地域の防災拠点になる重要な場所です。建物の構造部分だけではなく、非構造部材と呼ばれる天井、照明器具、窓ガラスなどの耐震対策は本町ではどうなっていますでしょうか。お願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今回の東日本大震災で非構造物と、いわゆる天井とか体育館等の電球、その落下というのがあったわけでございます。本町でも逢隈中学校にて一部体育館の電灯が落下というか、その危険性があったということで、早急に修理改善を図ったわけでございます。ほかの学校のほうも十分にそれを点検いたしまして、今現在に至っております。それほど危険ではないという状況で今推移していますが、また地震等が発生してそういうふうな落下とかあるいは破損とかということが予想されますので、学校の教員、先生方、月1回校内の安全点検をやっておりますので、

細部にわたって点検していただいて、もしそういうことが危惧されるということがあればすぐ教育委員会のほうに連絡していただいて、教育委員会でその改修に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、亙理の小中学校は非構造部材と呼ばれる天井とか照明器具、窓ガラスについては月1回の検査をされており、大体安全を保っているということだと思います。

それでは、もうちょっとお聞きしたいと思います。今、教育長からお話いただきましたけれども、通信が途絶えたという部分では持っていけるそういう通信機を設置したということですが、衛星通信電話とは違うんですかね。それとも災害時無線電話、何かこういうものもあるんですけれども、これとは違う対応なんですか。この点について、まずお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） では、総務課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回のこの停電の際に対応できる移動可能な電話というのは、基本的には携帯電話でございます。携帯電話でも、今回無償で提供いただいたのはウィルコム製ということで、ここの携帯は議員さんもおわかりのとおり、余り数多くドコモとかソフトバンクと違って回線を使用していないということで、回線が非常に混雑していないものですから、災害時には十分対応できるということで、今回支援をいただいて携帯電話ということでございます。

特に電源については、乾電池を使用しますので、通常は電源、AC電源から取れますけれども、非常時は乾電池使用ということで、どの場所からもかけることができるということでの電話でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、通信のほうはまず大丈夫だということだと思います。

あと、先ほど教育長から発電機を各校1個設置するというご答弁いただきましたけれども、太陽光パネルの設置は、これから学校を建てるところには今後太陽光の

パネルの設置は電力確保をする上でしっかりと改善をしていったほうがいいかなと  
考えておりますけれども、この点についてご答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 太陽光発電についていろいろ、もう既に新しく建築した学校にはそ  
ういうふうな装置を設置している学校もあるやに聞いております。

新築というか改築する長瀨小学校と荒浜中学校については、まず避難、逃げると  
いうふうな要素も、あるいは1次避難所というふうなことも考えております。発電  
機もつけるので、太陽光パネルについては今のところ考えておりませんが、設計の  
段階でどういうふうになるか検討はさせてもらいたいというふうに思っております。  
以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） これからやっぱり鳥の海温泉にも太陽光発電を設置して、皆さんに  
啓発したということがありましたけれども、私は学校の大きな屋根にこの太陽光を  
入れることによって、やっぱり子供たちに対しての大きな電気の仕組みというんで  
すか、そういう部分での勉強にもなると思いますし、ぜひそういう部分でも検討し  
ていただきたいと思います。

あとまたもう1つ、何か学校の外から上れる階段を設置するというお話をいただ  
きましたけれども、この間津波警報が出たときに中央公民館が避難所ということで  
指定されまして、本当に結構荒浜から吉田から亘理の中央公民館まで遠いなあなん  
て思いながら、もう少しそばにきちんと対応できる場所があればよかったかなん  
て思っておるんですけれども、ぜひそういうことを考えながらしっかりと皆さん  
の声を聞きながらやっていただきたいと思います。

それでは、2点目に入ります。

災害への対応を行政任せにすることなく、防災に対する町民の意識をさらに推進  
するためには自主防災組織の強化が必要であります。具体的な町の取り組みについ  
て伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 災害が発生したら、町やあるいは防災機関は総力を挙げて防災の活  
動に取り組みますが、昨年の中日本大震災のようにやはりあのような大きな地震、  
津波が来ますと、電気や水道といったライフラインや交通網の寸断、そして防災関

係機能が分断され、消防やあるいは警察などとの連携がなかなかできなかったことであります。

そういうことから、やはり災害があった場合についてはまずもって各行政区で組織しております自主防災会の果たす役割は非常に大きいものがあります。昨年の災害におきましても、大変お手伝いをいただいたわけでございます。

そういう中で、やはり東日本大震災時には地区の1次避難場所からの避難誘導、そして避難所における炊き出しの協力、さらには井戸水による給水活動、そして住民の無事を確認するための作業もやはり自主防災組織の代表でもあります行政区長さんが中心となって行政との連絡を図っていただいたということで、本当に感謝をいたしておるわけでございます。

そういう中で、防災に対する町民の意識をさらに高めるための自主防災組織の強化に対する町の取り組みということでございますけれども、最も大切なことはやはり先ほど来申し上げておりますとおり、各防災会で行う防災訓練実施の徹底が重要ではなかろうかと思っております。これについては、やはり繰り返し行うことが防災意識の高揚、あるいは役割分担の明確化と協力体制の充実が図られるものと思っております。それに伴いまして、やはり自主防災活動の中核をなす防災指導員の育成強化が必要ではないかと思っております。ことしも防災指導員の養成講座の開催を11月に予定しておりますので、この養成講座にぜひ町民の方々に参加を呼びかけ、そして参加をいただきたいと思いますと思っております。

また、防災活動に必要な防災用の機材についても、平成19年度から共同募金の支援事業を活用いたしまして配備をしておりますが、まだまだ全地区に配備されておられませんので、これらについては今後国の効果促進事業等を活用しながら整備を検討しておるところでございます。

また、被災した荒浜地区そして吉田東部の防災集団移転後の行政区の再編等を見据え、今後も町内会を含む地区の自主防災会並びに組織の強化と、そして町との連携を密にしながら防災に対する取り組みを徹底してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本町では、大部分の行政区で自主防災組織が結成されております。

自主防災会連絡協議会というのがありますけれども、そういう会の中で例えば自主

防災組織の中で具体的な取り組みをしている事例の発表会をしたり、あと視察や交流や意見の交換会をしていただければ、そういう機会を設けてはどうかと思います。先進的な町でも本当に一生懸命やっているところ、あとこれからどうしたらいいかというようなところ、やっぱりいろんなところがありますので、ぜひ町の中で先進的な取り組みをしているところをその防災連絡協議会の中で紹介をしていただいて、それを参考にしながら町の防災組織がもっと育成とか強化につながるのではないかと私は考えますが、この点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 佐藤アヤ議員さんのおっしゃるとおりでございまして、自主防災組織の防災会のほうの全体組織では、今年の3月11日の震災を今検証していただいております。そういうものを今後まとめて、今後の防災意識の高揚のためのいろいろな組織の体制を整えていきたいということで、先ほど町長がお答えしましたように、まずは県の主宰で行います防災指導員の認定制度というのがございますので、本町で開催する予定になっております。そういうことから、この養成講座にまず参加していただくということで、各自主防災会のほうにはご協力をいただく。

そういう中で、今おっしゃるように、きょうの午前中の質問でもありましたように、要援護者の個別計画をつくっている自主防災会が町内には5つあります。そういうところの模範的な自主防災会の活動の事例の発表とかということで、今後広範におきましてそういうふうな体制整備を整える意味で意識の高揚のために研修会等を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございまして。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 防災指導員の養成講座を本町で開催するというお話をいただきましたけれども、私はこの一般質問の中で、防災士ってご存じだと思いますけれども、うちのほうの同僚議員もこの防災士の資格を持っていらっしゃる方がいますけれども、NPO法人の日本防災士機構による民間資格でございまして。この防災組織で活動する人などを対象に、大分県のほうでは何かことしの7月までに1,640人いるんだけれども、防災組織の数を考えるとまだ3,000人足りないということで、ことしは3,000人を防災士として県とそれから市町村でお金を出して育成していくという内容の新聞記事がありました。私はどちらにしても防災士でも、あと防災指導員の

養成講座でも構わないんですけれども、しっかりとした防災に対するリーダーを育成していくということがすごく私は大事なことだと思います。

それで、防災指導員の養成講座というのは11月なんですけれども、これは対象は地区の区長さんとか、防災組織の長の方とかということになっているのでしょうか。この点について、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回のこの防災士養成講習会につきましては、地域社会の中でリーダーとして活躍する方ということでされておりますので、基本的には地域の皆さんで活躍したいという方であればどなたでも参加できるようになっております。

特に今、防災士の話も出ましたが、防災士の資格取得は期間的に日数がかかると。今回の防災指導員の養成講座は、県で震災対策推進条例が施行されておまして、知事がやはり震災対策に関する活動の中心的な役割を担うために宮城県防災指導員を養成してくださいというふうな趣旨のもとでございまして、特に養成の講習時間も1日で終了するというところでございます。終了しますと、1年後にまた新たにフォローアップ講習等を作りながら、資質の向上を図っていくということでございますので、ですからどの方でも参加、講習が実行できるというような内容でございませう。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 少なくとも防災組織がきちんと結成されているところの方に、1人でも2人でもきちんと参加していただけるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

あとこの自主防災組織は地域でのことなんですけれども、一人一人の防災の意識を高める上で、ちょっといい取り組みをしているなと思ひたので、この点についてお伺ひいたします。

家族で防災について話し合い、意識づけをしてもらおうと、神奈川県寒川町というんでしょうか、ことしから毎月第1日曜日を家族防災会議の日と定めて、地震などの災害の発生に備えて家族でそれぞれ話し合う機会を持ってもらうよう呼びかけているんだそうです。防災無線から、本日は家族防災会議の日です、防災について話し合いをしましょうと、第1日曜日の午前9時30分に防災行政無線から流れるんだそうです。私は本町でも、本当に大変な東日本大震災という大きな被害を受け

ましたけれども、やっぱりきちんと家族でこの防災についてしっかりと語って風化をしないとか、防災についてこういう話し合いを毎月決めながら、町で推進していきながらやっていくということは今後必要かなと思っておりますけれども、この点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） その内容につきましても、互理町の自主防災会連絡協議会のほうで全体会なんかを開いて啓発啓蒙に努めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ぜひ町民皆さんのしっかりとした防災意識、去年物すごい被害に遭ったのでまだまだ皆さんの中では記憶は残っていらっしゃると思いますけれども、町が先導になってしっかりと災害に強いまちづくりをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に、12番。高野 進議員、登壇。

〔12番 高野 進君 登壇〕

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。

私は、3つ質問をいたします。

まず、1つ目でございますが、町内における放射線量の現状と、町民に安心してもらうための対応策等についてであります。

住民は、町内における放射線量の現状について危惧しております。1点目に入るわけですが、この質問の通告書は8月17日でございます。あれから20日以上で、メッシュ調査結果の議会への報告は先だつての9月3日であります。9月3日で判明した点もありますので、それを踏まえて質問をいたします。

1点目、空間放射線量メッシュ調査結果等について、概略で結構ですからご報告いただきたいと思ひます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野 進議員にお答えいたします。

空間放射線量のメッシュの結果報告については、今月の6日、7日、9日、昨日まで3カ所で説明会を開催しておるわけでございます。それらの内容を踏まえてご

説明を申し上げます。

この空間放射線量そのものについての調査は、7月9日から8月1日までの測定期間を設け、亘理町全域を測定いたしたところでございます。測定の方法については、測定区画を町内の東側を約500メートルの網目状、碁盤の目のように、東側ということは塩害のあったところということでご理解願いたいと思います。西側というのは、今回の津波が来なかったということでご理解願いたいと思います。そして、東側については500メートルの碁盤の目のような状態、そして西側は約250メートルのこれまた網目状に区切りまして、ほぼ全域638区画を対象として、原則各網目状の中央付近の歩道やあぜ道等については1メートルの高さで測定をいたしました。なお、やはり測定そのものについては、雨天時は測定値が変動するということで、雨は特にことし降らなかったわけでございますけれども、2日ほど降りましたので、測定しませんでした。この調査の結果は、全区画で0.23マイクロシーベルト毎時未満でありました。

また、学校及び公共施設等においては保育所、幼稚園、小学校、公園等は50センチメートル、中学校、高校は1メートルの高さで87施設を測定いたしたところでございます。測定方法は、環境省の除染ガイドラインにより、校庭等をさいころの目のように5地点で測定し、平均値で評価いたしたところでございます。

調査の結果は、ほとんどの施設で0.23マイクロシーベルト毎時未満でありました。しかし、サニータウン1号公園（旭台中央公園）が0.24マイクロシーベルト毎時、そして稲荷山農村公園が0.23マイクロシーベルト毎時であることを確認いたしたところであります。

続いて、問題点ということでございますけれども……終わりですね。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 概要をご報告いただきました。

その中で、町長、問題点ということでございますが、触れておりますね。2施設、サニータウン1号公園、それと稲荷山農村公園、基準値が0.23マイクロシーベルトを上回った。これが問題点。町長先ほどちらっと言いましたけれども、これが問題点であろうと私は思います。

そこで、次に行きます。問題点あれば、必ず解決するための方策があるかと思っております。これについて、ご答弁をいただきたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 問題点の分はいいんですね、2カ所のほうは。その対応策ということでの内容でございますけれども、除染が必要なサニータウン1号公園、すなわち旭台中央公園と稲荷山農村公園につきましては、行政区長さん、そしてやはりこの旭台の周辺の関係ということで吉田小学校の校長さん等に現状を説明しております。やはり子供たちが遊ばないようにということでのお願いということで、行政区長さん、そして吉田小学校の先生にもお話をし、お願いをいたしました。

今後の対応といたしましては、各施設を10メートルの先ほど言った網目状、すなわち碁盤の目10メートルで区画し、より詳細な調査を行い、この結果に基づきまして、モニタリングによる監視や適切な除染等の検討を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） なかなか問題点解決のための方策というのは具体的には出てこないというふうに私は見ております。

この両公園については、報告にございます、より詳細な調査を行って、モニタリングによる監視や除染等の検討を行うと、そして除染実施計画の見直しを進めると、こうまであります。問題は、具体的にいつまで詳細な調査を行うのか。そして、いつごろまで除染実施計画の見直しを進めるのか。小さい3つになりますが、さらに除染作業の開始、完了時期はいつか。見込みで結構ですから、ご答弁願います。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まず、今回の除染計画の策定の見直しでございますが、結果が出ておりますので、早急に今回の除染計画の改定版第2版の原案をすぐ策定しまして、東北再生事務所を經由して環境省のほうに提出したいというふうに考えております。

というのは、今回の除染計画の第1版では、あぶくま公園の除染が約5万3,000平米の面積でございますが、この面積の1割程度というのは軽微な変更ということで、岩沼の環境省の福島再生事務所ですぐ許可が出る状況になります。今回のサニータウン1号公園は4,100平米、あと稲荷山農村公園は1万1,000平米ということで面積が大きいものですから、環境省のほうの本所の許可が必要ということで、若干の時間を要するんじゃないかということになります。

この見直しの改定作業で環境省から承認されますと、今回はまず両施設のメッシュ調査、詳細調査といいますけれども、10メートルのグリッドで区画をして、全体の調査で0.23マイクロシーベルト毎時のところが何地点あるかという調査に入ります。その調査に基づいて、除染をどのような方法で実施するかというふうになります。

そういうことで、やはり最終的な除染までの作業というふうになりますと、やはり最低でも3カ月から4カ月はかかるのかというのは、予算も伴いますし、いろいろと今回の場合は例えば稲荷山農村公園の場合は年に3回、花見の時期に若干の子供たちが来ると。あと年2回、これは北長瀬の催事で使っていますけれども、春祭りや夏祭りに大人の方が来ると。それ以外は上には余り上がらないという状況でございまして、草が大変繁茂している場所でもございまして、そういう場所でもございまして、ですから、どちらかという子供さんが遊べるような状況にないということで、北長瀬行政区ともいろいろ協議をして進めなくちゃならない。

あとサニータウンの中央公園につきましては、北側が高い傾斜になって南側にゲートボール場があると。それで、3分の2が芝生が敷き詰められているということで、除染となりますと表土を剥ぐということですから、芝生も剥がすというふうになった場合に、あそこの傾斜から見ますと、表土を除染して剥がしてすき取りをしまして表土を戻すという形をとりますけれども、そうした場合に大雨が降った場合、下のほうに土砂となって流れる可能性があるということもございまして、やはり実際に除染をするという方向性になった場合には当然何か所かで実験ですね、実証試験をやってどのぐらい線量が下がるかというのもちろんと確認した上で除染方法を決定しなくちゃならないということになりますので、やはり三、四カ月は最低でもかかるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 2点目に入ります。

調査は天候要因に左右されることを考慮して、いわゆる主に風向きや雨でございましてけれども、放射能の飛散もあります。そこで、このメッシュ調査、1回のみでなく、複数回実施してはどうかということでもございまして。少なくとも年2回ぐらい。なぜならば、今申し上げましたとおり、台風シーズン、これから来ます。気流に乗

って、そして空気中の放射性物質が拡散されます。台風は関係なしとしながらも、長瀬ガーデン、今回0.23マイクロシーベルト以下だと。今までは0.23から0.27だった。これは気流、風向きで少なくなったのかなというふうに考えるわけです。そういうわけで、再度申し上げますと、メッシュ調査は1回だけではなくて複数回やったらどうですかというのが質問の趣旨でございます。ご回答願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まず、メッシュ調査の回数をもう1回やるやらないはまた後にしまして、まずもってこの空間放射線量メッシュ調査については高野議員さんがおっしゃるとおり雨天、雨が降った場合については実施しなかったと。測量に誤差が出るということでございます。

そういう中で、今回の測定方法は除染ガイドラインに準拠いたしまして、校正済みのNaIシンチレーションサーベイメータを使用しておるということで、長い文字になりますけれども、そういう機器でございます。実施した業者は環境調査、測定分析が主要分野で、放射能による環境調査にも熟知し、福島県の実績もあります業者に委託したところでございます。

また、宮城県原子力安全対策課で除染アドバイザーに委託しております、そして先日講演をいただきました東北大学院の工学部教授であります石井慶造先生にも現地に出向いて測定等の協力とアドバイスもいただき、適切に対応してまいったところでございます。今回の調査については、十分信頼できる結果が得られたものと思っております。

そういう中で、もう一度メッシュ調査をする気はなかろうかということでございますけれども、国の放射線そのもの、あるいは環境省については現在のところ1回という内容になっております。それが果たして、これ2回目やるとなると、町単独の調査費になるのではなかろうかと。これらについて、県のほう、あるいは国のほうにもお聞きしながら、どういう方法で今後進めるか、これについては課題として考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 複数回調査するというのは課題という話でございます。ちょっといきます。

現在、日々行っているモニタリング調査、ございます。町内六十数カ所だったか、多分、ございます。これは今後とも続けるのかどうか。私は続けるべきだと思いますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回のモニタリング調査は、現在64カ所実施しておりますが、今後も継続してまいりたいというふうを考えております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） すると、先ほど町長はメッシュ調査は課題にするということで、今までやってきているモニタリング調査、これも今後とも継続していくと。その中で蓄積されてというか、日々どんどん0.23マイクロシーベルト以上とかと、そういう場所が出てきた場合に、改めて環境省にでも要請するとか、メッシュ調査、そういう考え方はあるかどうか。ただモニタリング調査しただけで、それで終わりというのではなくて、やはりゆゆしき問題だということになればメッシュ調査を再度行うかどうかということ。私はそういう継続していくべきだという考え方から質問をしております。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今後こういうふうなモニタリング調査をする中で0.23マイクロシーベルト時間当たり発生する箇所が定期的に出た場合は当然、今度除染計画の第3版を策定して環境省のほうに申請をするという形になりますので、環境省ではそういうことはだめだとは言っておりませんので、対応できると思います。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） この件は終わりました、3点目に入ります。

これは6月の定例会の質問で、ですから質問の続き、追跡質問という形になろうかと思えます。2つ。

1つ目、学校給食はことしの6月、大丈夫ですかということで、食材の調査結果を保護者に公開していくことを検討中と、教育長は答弁されました。検討結果はいかがですかということ。ちょっと続きます。さらに、保護者のみでなくて、町民全体にも公開してはどうですかということになります。

今後、入学する生徒、当然あるわけです。たまたまきのう、この放射線のメッシ

調査結果で、傍聴という言葉はないんでしょうね、説明会に見えた方が仙台の方と記憶しています。それはあくまでも空間放射線メッシュ関係でしたけれども、これから互理のほうに来たい、中学校は大丈夫ですかというところがございました。この問題は食材でございますけれども、似たようなものでございます。ご答弁いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、議員さんにお答えを申し上げます。

6月の定例会の一般質問のその検討の結果はどうかということでございます。学校の給食用の食材の放射能測定につきましては、主たる使用食材と当日の調理済み給食を中心に放射能測定器購入後、毎日測定しております。その結果を町のホームページにおいて公表しておりますし、また、児童生徒に毎月配布しております給食日より等にも掲載しておるということでございます。

もう1つ、町民全体への公表はどうかということでございますが、ホームページを見ていただければ、全町民がそれを閲覧することは可能だということになりますので、そういうふうにしてもらえれば大変ありがたいかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） なかなか結構なことですが、このホームページということで、ホームページというのは全家庭で持っているわけではない。また、あったとしても、操作できる方はせいぜい1世帯に1人かそんなもの。過日、議会でホームページ、いわゆるインターネットから接続と。せめて仮設住宅、1,000戸とします。何世帯持っているか。これ情報ですから、大切なことです。FMラジオとかいろいろありますけれども。集約というか、していない。それでホームページ、一体、余り言いたくないですが、この中でホームページ、幾ら開いているのかわかりませんが、私が言いたいのは家庭に広報わたりでもチラシにでもすっと入れて配るとか、そうすればその日不在でも休みの日にでも、ああ、そうかなと見るかと思うんです。これは私の点。ホームページだけに頼らないでいただきたいというところでございますが、ご返答いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ホームページで公表はしているということでございますけれども、今議員さんがおっしゃったようにホームページを閲覧できないという方もいらっしゃるということを考慮しまして、今後ペーパー的なものでも周知していきたいというふうに検討させていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 町民の皆さんへの周知ということでございますけれども、先ほど説明したとおり、毎日調査はしているわけですが、毎日町民の方に印刷物を例えば出す、こういったことはほとんど不可能に近いと思います。そういったことから、内容的にはある程度時間を区切って、例えば月1回とか、そういった形で、先ほどもちょっと話をしておったんですが、広報なんかに入れられたらなということも考えておりました。ただ、今現時点で毎日という形になると難しい問題があるものですから、そういうことで今検討しておりまして、実施するように今進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 今の答弁で了解いたします。毎日でなくて月1回でもいいですから、それは2回分とか入れて、広報わたりにもこのほうにでもすれば安心だなと、私は思います。

実は次の質問に移るわけですが、概略、調査すれども放射線量に対してのなすすべがないというのが現状ではなかろうかということでございます。ここで、私は放射線の調査とか何かに幕引きをするつもりはございませんので、今後機会あれば次の質問のときにさせていただきます。

2つ目に入ります。

2つ目、企業立地情報に奨励金、イコール報奨金とかえても結構です。報奨金を交付する制度の創設をしてはどうかということで、提言でございます。亘理中央工業団地32.7ヘクタールへの立地を希望する企業情報提供者に報奨金、いわゆるインセンティブという言葉も使いますけれども、それを交付する制度を改めて創設してはいかがですかということでございます。警察の犯人捜しとは別な角度から申し上げております。

今は32.7ではなくて、約10ヘクタールは仮設使っています。残りの20ヘクタール

で結構です。それらについてでございます。現在のまず誘致活動状況をお伺いしたいと思います。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 企業誘致につきましては、これまでも宮城県主催の関係で、東京都あるいは愛知県で開催の企業立地セミナーに毎回参加させていただいております。その際には、担当であります企画財政課の課長初め諸課員も参加し、亘理町のPRに努めるとともに、首都圏を初めとする県内外の企業へ訪問し、本町への進出を積極的に企業誘致活動に取り組んでまいっております。

しかし、現在の経済情勢、リーマン・ショック以降、そして現在の災害状況等を踏まえますと、なかなか企業が見えてこないのが現実ではなかろうかと思っております。

そういう中で、ただいま提言のありました立地を希望する企業情報の提供者に対する報奨金制度の創設につきましては、県外の一部の自治体で実施していることは承知しておりますが、県内では実施している自治体はまだないようでございます。町といたしましては、やはり全国各地の企業立地セミナーの参加はもちろんのことではございますけれども、広く多種多様の業界に対しまして情報をいただき、県内はもとより首都圏を初めとする県外の優良企業の誘致を積極的に進めてまいりたいと考えております。さらに、宮城県の東京、大阪、名古屋という事務所があるわけではございますけれども、それらの事務所とも連携を図りながら、亘理町の中央工業団地に誘致を図ってまいりたいと思っております。

したがって、報奨金制度の創設については現在のところ考えておりませんが、今後の経済情勢の推移に基づきまして、報奨金制度の創設も1つの方策と捉えております。しかし、情報だけではなく、やはり企業が立地されまして、成功報酬型というような形であれば大いに歓迎をいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 今の町長の答弁、ちょっとこちらに置きまして、実は誘致活動しているわけで、経済状況云々いろいろございます。私もわかります。問題点の1つだけ申し上げますと、今までは一括売却ということを町長は述べてこられました。それが問題ではないかという考えも持たないわけではありません。例えば、今仮設

住宅を除く約20ヘクタール、これも32.7から見ると1つの分割ですね。その20ヘクタールをさらに分割して分譲するということになれば、少しでも問題点が解決するのかなと私なりに思うんですが、こういうのは問題点になりませんか。いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 32.7ヘクタールについては現在、一部造成の終わった分については150戸ほどの仮設住宅が入っているわけで、残り分20ヘクタール分そのものについても一昨年から県の工事の残土を利用して、京浜精機側に盛り土をし、さらには今回の震災に伴いますコンクリート塊の採石をあそこにストックしております。これについて、5メートルぐらいの高さで大きな面積にストックしている。中がまだ空いているようでございます。それらのストック、今回の災害のコンクリート塊、あるいはそれらの資材もあそこにストックしようということで、早く残っている土地を造成したいものだなと思っておるわけでございます。

そういう中で、32ヘクタールのうちの20ヘクタールの分についての分割云々ということでございますけれども、分割することによってその土地の利用度の問題、道路の整備の問題、排水路の整備の問題、それらのコストもかかると思います。それと同時に、東京あるいは名古屋に各県内の市町村が立地セミナーに行くわけでございますけれども、その際にも亙理町の32.7ヘクタールも報告されるわけでございますけれども、県内一の工業団地であると、それを分割するのはどうかというご意見もあります、県当局も。そういうことから、もう少し時間をかけて企業誘致をしたいと。どうしてもなかなかこの経済情勢も進まない場合については、今言われた分割の方法も考えてもよいのかなと、もう少し時間が必要ではなかろうかと思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 県内でも有数の工業団地という話でございます。確かに、痛しかゆしだと思うんですね。早く売りたいけれども、そういうことでなかなか条件が合わない。やはり一括して売りたいということもあるわけですが、その中で借入金私数字違ったら言っていたきたいんですが、あそこ今までかかっているのが13億何がしだと思うんですね。土地の買収と10ヘクタールの埋め立て関係、13億

1,000万ぐらいであろうと。数字が違っていたら言っていただきたい。その返済に伴う金利は約750万から800万円。これは平成24年、今年の3月末の数字、私申し上げる。そうすると、売れないわ、いいところに売りたいわ、しかし金にかかるわということで、非常にそういう意味での痛しかゆしはあろうかと思えます。これからまた検討するというございますので、目的は企業誘致を図って雇用の創出をすると、そして地域経済の活性化にするということを私は早く望んでおります。

そこで、先ほど町長1つ申されました、情報をいただいて報奨金をやるという、ちょっと成功報酬という意味で私は述べたいと思えます。例えば有益な情報を手に入れる。それから例えば2年以内に売買が契約、代金が入った時点で報奨金を例えば1%以内とか、100万円あげるとか、そういうこともお考えいただきたいというふうに思えます。これは香川県さぬき市で導入しております。県内では町長、どこもやっていないと。だからやるんです。やっぱり行政間の地域的優位性、それを出すべきであろうということを述べて、3つ目に入ります。

さて、3つ目。環境衛生保全のため、飼い犬のふん害対策をということでございます。

たしか私は一昨年9月であろうかと思えます。決算審査特別委員会で、犬に背番号をつけたらどうかという提言をいたしました。ちょっと申し述べます。まず、町の住宅街、道端に犬のふんが放置されています。仮設住宅内、入っている方いるかと思えますけれども、私公共ゾーンでも見たわけですけれども、また近隣では子供たちが集まる中央児童センター周辺にも犬のふんが転がっているというか、放置している。果ては砂場の中に、子供たちが遊んでいる、その中にも実は犬であるか猫であるかはわかりませんが、ふんが見受けられる。非常に衛生上困るというふうに、特にお子さん、お母さんから伺っております。見逃すわけにはいきません。非常に衛生上好ましくないということでございます。

注意標識、あります。売り出したいなものです。犬のふんは持ち帰るようとか、何とかかんとか書いてあります。住民の手づくりでもつくっている方います。犬のふんはお持ち帰りをと、敬語をつけてよくやっております。それが町内における現に注意喚起の標識でございます。町長も歩いているといろいろ見かけるかと思えます。特に七曲なんかひどいものです。

そこで、1点目の質問。今まで飼い主に対する指導、注意喚起はどのように行っ

てきたのか。そして、効果はあったのかをお伺いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町では、これまでも犬を飼われている方々に向けまして、町の広報紙等によるマナー向上の啓発、あるいは行政区への回覧板や、先ほどお話しのとおり犬のふんの片づけということでの看板等を配置しながら、ふんの後始末を徹底していただきたいということと呼びかけを行っておるところでございます。

また、飼い主の方に直接届く媒体といたしまして、狂犬病予防注射の通知、あるいは集合注射に来られた方に対しましてのパンフレット等でふんの後始末の呼びかけを行っており、平成22年度、一昨年度からですけれども、獣医師会のご協力をいただきましてペットのしつけ教室を開催しておりますが、その際にもふんのマナー向上について呼びかけを行ってまいったところでございます。

しかし、町内で犬のふんに対する苦情も多いことは十分承知しております。残念ながら、これら呼びかけが十分功を奏していないのが現実かなと思っております。

ふんの放置原因も問題解決の糸口も、飼い主みずからの自覚が最も大事ではなからうかと思っております。やはり飼い主一人一人のマナー向上こそが、この問題解決になるのではなからうかと考えております。これらについてもやはり粘り強いというか、地道に啓発活動を展開してまいらなければならないと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 今の答弁までは私も承知はするわけですが、いつまでも精神論といえますか、ではだめだという考え方から、効果がないわけですから、そこで私は思うんですが、まずその前に今たしか犬が互理町に登録されているというか、約3,000頭ぐらいいるか、違ったら言ってくださいね、いるかと思えます。問題は散歩、何も持たないで歩いている人、悠然といます。それから、スコップと袋を持って、実は周りを見たり、後ろを見て、すっといなくなる。果てはスコップでぼんとしていなくなる。私、顔知らないから、そういう方がよく見受けられます。それから、農家の方から言われていますが、朝除草します。清潔な話ではないんですが、踏んづけたりして困る。特に逢隈の方から聞いております。そういうことで、どうしても効果はないと私は見ております。

そこで考え方を述べたいんですけれども、1つ、2つあるわけですが、ふん害防

止のための標識等の購入経費、これを飼い主から徴収してはどうかということを行っているわけです。今まで購入した数字、金額を見ますと、これは平成19年から町で購入分ののぼりとか標識、それから公衆衛生連合会購入分、のぼり、それからそのの互理支部購入分。まず公衆衛生云々というのは、これはある程度税金から行っている金でございます。そのほかに、互理町で買っているのがあります。数字でいうと、130本、約26万円。これらトータルしますと、合計250本、約36万円であります。問題はこれは町民の税金で、犬のふんはいただけるわ、そのほかに税金を出すわ、まさしく踏んだりけったりという意味がここから出てくると私は思います。

そこで、旗代ぐらい出していただくと、そうしなきゃだめだと。先ほど町長言われました、狂犬病のときに接種するときにもいろいろお願いしていると。その狂犬病に出している税金が23年度、それから今年度予算、同じです、46万8,000円。これも町民の税金です。これについて、せめてのぼり旗だけでもご負担いただけるようにできないものかどうか、ご答弁いただきたいと私は思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来、犬の頭数、現在登録数は年々減っているようでございますけれども、現時点では2,500頭ぐらいいるということでございます。そのうち、やはり飼い主の方々がマナーを守っている方が多いと思っております。一部の方々の犬のふん放置そのものに対しまして、全体の犬の飼い主からマナーを守っている方々にもかかった経費を徴収するというのはいかがなものかと思っております。これについては一部だと思っております。1割か1割5分。それを全体の現在登録数では2,500頭の飼い主から全部取るということはちょっと難しいと思っております。マナーを守っている方、守っていない方、そういうことは1人守っていない方のために原因者負担ということは、ちょっといかがかと思っております。やはりこれについては徹底してまいると。高野議員さんも随分放置している犬を見ております。注意してもらいたいと思っております。ただ見て隠れているとか、知っている知らない関係なく、やはりお互いに手を携えながら、そういう放置飼い主の指導も議員という立場でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 町長の質問に答えたいと思っております。

その前に、確かに町長おっしゃるように一部の人のマナーだと思うんですよ。でも、迷惑こうむるのは一部といたって、私からいうと全部なわけで、それについてはやっぱりマナーとか何かというのでなくて、それはいいでしょう。それについて私、考え方その2を申し上げます。

町長が先ほど、議員が注意したらというのも答弁いたしますから。

実は、運動会なんか使うんですね、ゼッケン。やっぱり番号を犬につけて、それとも飼い主がつけて歩けばいいんじゃないかなと思うんです。あその飼い主は立派だなと、「あ」の1番と書いてあったりして、「あ」の2番とか。2,500頭でいいです。50音でいけば「あ」の1番から60番まで、50音だと3,000番までいくわけですね。五六、三十。「あ」の1番か、あの人はいいなあと、飼い主がいい、こういうふうになると思うんですね。それとも「い」の1番。これは町名用ですからちょっと。そういうことで、「く」の1なんてのも非常にいい名前ですけども、そういう番号をつければ、役場に言いやすいんですよ。きょうの何時何分、どこどこ、「あ」の1番が通っていった、だめだと。というのは町長、先ほど議員が注意したらいいでしょうと。私、気が小さくてなかなか言えないんですよ、面と向かって。ですから、役場にこういう番号で行ったと。2回ぐらい行った場合にイエローカード、3回目になったら2カ月間犬の散歩中止とか、そこまでやるべきではないかなということで私思うんですが、町長いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 犬にユニフォームということでの番号ということのようでございますけれども、犬にもいろいろ種類があります。ドーベルマンから秋田犬から柴犬からスピッツ、いろいろ小さいの。果たして飼い主の方々がそれを購入して着させてもらえるか。犬そのものも、小さい犬ですとよくユニフォームして寒さ対策だか雨対策やっておりますけれども、大きな犬では見たこと余りないようです。やはり種類によっても違うし、ユニフォームそのもの、あるいは番号つけても嫌な犬ですとすぐ壊して取られるとか、そういういろいろあると思います。それらの経費よりも、やはり先ほど来言っているように環境美化推進の指導を受けながら、さらには行政区長さん、そしてお互いに思いやりの心でふん対策、それらについても徹底を図ってまいりたいと思っておりますので、このユニフォーム、背番号については現在ちょっと検討する余地はないと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 町長の答弁でこれからよくなれば結構なんですけど、また皆さんもいい知恵があったらどんどん出さなければいけない。ちなみに、東京都では自転車に番号をつけることを検討していますね。それは自転車持ち主のマナー向上、犬のマナー向上と同じなんです。番号をつける。放置自転車追放とか、そういうことがございますので、今は町長、そういう考え方はないとしても、背番号、やはりプロ野球選手でさえも番号つけて名前つけている。オリンピックだってそうです。ぜひ、逆に私の話を参考にして、これからの行政に生かしていただきたいと思いながら、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告4番までとし、通告5番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時43分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会 議長 安細隆之

署名議員 佐藤 實

署名議員 鈴木 洋子